

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑦-15</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用 前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等 への入りに関することを含む。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あ らかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要 求事項への適合状況を記録した文書を提供させる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-16</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証 の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし たときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法に ついて調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該 当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個 別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含 む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行 っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセ スの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ適合その他の 事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1) の妥当性確認によって実施する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該 プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの責任および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に関する設備の承認および職員力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後 に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な 手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/28)</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、 次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人 的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化 （必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野お よび強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事 象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置 （品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該 課題に取り組みを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力 の安全に及ぼす影響の程度が小さいが、同様の事象が繰り返し発生すること により、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを 含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実 施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理す る。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善 措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似す る事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を 明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施す ることをいう。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で 取り扱う技術情報およびニューシブ登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で 起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自 らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重 要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑧-10</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p>暴することにより情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質 マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、こ れに記す次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実施す るため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメ ントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプ ロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシ ステムの改訂を改訂することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデ ータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からの データを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事 項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知 見（8.2.1参照）</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3および8.2.4参照）</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う傾向となるもの を含む。）（8.2.3および8.2.4参照）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力（7.4参照）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針 および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、 データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要 な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑧-10</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、 次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、 人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確 化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野 および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外郭の物の物品 組織は、組織の外郭の物の物品（JIS 29001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3) の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と適合性のとれた方法を、4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた期間（7. 1 (1) に基づき定められた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の履歴について記録する方法）により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の精度がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初期の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/28)</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p style="text-align: center;">⑦-14、⑧-10</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。）を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単発の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力改善措置活動管理マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転試験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。 a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。 e. 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力トラブル情報検討マニュアル」、「泊発電所トラブル情報検討要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由										
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/29)</p> <p>8 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り込むべき改善に関係する部門の管理責任の範囲を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4.2.1(3)の表の8.2.1項に係る文書に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた期間で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、役割業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状況および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）を選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1(4)の表の8.2.2項に係る文書に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての観点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/28)</p> <p style="text-align: center;">図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>別紙4-2 (26/28) の注記: ⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (26/29)</p> <p style="text-align: center;">表3-1 社内規程一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>管理範囲</th> <th>第3条以外の保安規定対象文書*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E-30-01</td> <td>原子力安全品質保証規程</td> <td>社長</td> <td>原子力事業統括部</td> <td>第3条、第2条の2、第1条、第10条、第9条、第8条の2、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条</td> <td data-bbox="1836 140 2170 1442"> <p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	文書番号	文書名	承認者	管理範囲	第3条以外の保安規定対象文書*	E-30-01	原子力安全品質保証規程	社長	原子力事業統括部	第3条、第2条の2、第1条、第10条、第9条、第8条の2、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>
文書番号	文書名	承認者	管理範囲	第3条以外の保安規定対象文書*									
E-30-01	原子力安全品質保証規程	社長	原子力事業統括部	第3条、第2条の2、第1条、第10条、第9条、第8条の2、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

別紙4-2 (28/29)

別紙4-2 (28/28)

別紙4-2 (28/29)

(島根、女川) 文書体系の相違

⑦-17, ⑧-13

⑦-2
⑧-2

⑦-2, ⑧-2

表3-1 (続き)

文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第3条以外の保安規定(指図書等)
E-30-212	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(防災・安全)対策室	第118条、第120条、第121条～第127条、第129条
E-30-213	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-214	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-215	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-216	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-217	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-218	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-219	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-220	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2
E-30-221	泊発電所(原子力)安全管理要綱	所長	泊発電所(原子力)安全管理課	第118条、第118条の2

※1： 第3条と社内規程との対照は、表3-2 本品質マネジメントシステム(計画)と社内規程の対照表による。

に定める。
(3) 装置系は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を実施し、不適合と思われる情報の収集(品質保証)に提出する。
a. 装置系は、不適合と思われる事項が発生した場合、その情報を課長(品質保証)に提出する。
b. 課長(品質保証)は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へレポートする。
c. 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主要として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および周知方法の検討を実施する。
(4) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、組織等の使用または個別業務の実施についての承認に及ぼす影響について評価し、組織等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)
c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または是正措置に及ぼす影響に応じて適切な措置を講ずること。
(5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。
(6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合には、個別業務等要求事項への適合性を確認するための検証を行う。
(7) 組織は、原子力施設の稼働の用に供した点検員から、公開基準に従い、不適合の内容をデータベース登録することにより、情報の公開を行う。
9 4 データの分析および評価
(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が特定されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、4.2.1(3)の表の8.4項に係る文書において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報)から得られたデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。
(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づき評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を提供する。
a. 組織の幹部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
b. 個別業務等要求事項への適合性
c. 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正措置を行う機軸(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報)に基づき、是正措置の必要性について検討する機会を得ることを含む。)
d. 関連物品等の供給者の供給能力
9 5 改善
9 5 1 継続的な改善
組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善(品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動)を行う。1を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正措置および未然

保安規定(3条)の記載項目	二次文書名	発印(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連文書の番号
7.1	原子力QMS 保安規定(管理要綱)	原子力部長(原子力部)	原7-5	第11条の2、第13条、第24条、第27条、第30条～第32条、第35条、第39条、第41条～第44条、第45条、第46条～第55条、第58条、第61条、第74条、第79条～第75条、第82条、第108条、第107条、第107条の3、第107条の4
7.2.1	原子力QMS 特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原7-5	第103条～第119条、第121条
7.3	原子力QMS 特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原7-5	—
7.4	原子力QMS 特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原7-10	—
7.6	原子力QMS 特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原7-11	—
8.2.1	原子力QMS 外部評価要綱	原子力部長(原子力部)	原8-1	—
8.2.2	原子力QMS 外部評価要綱	原子力部長(原子力部)	原8-1	—
8.2.1	原子力QMS プラントの特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原8-2	—
8.2.1	原子力QMS プラントの特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原8-2	—
8.2.1	原子力QMS 特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原8-3	—
8.2.1	原子力QMS 特別採用要綱	原子力部長(原子力部)	原8-1	—
8.4	原子力QMS データの分析要綱	原子力部長(原子力部)	原8-4	第10条

※1：品質管理の要求事項に基づき作成した文書を去す。

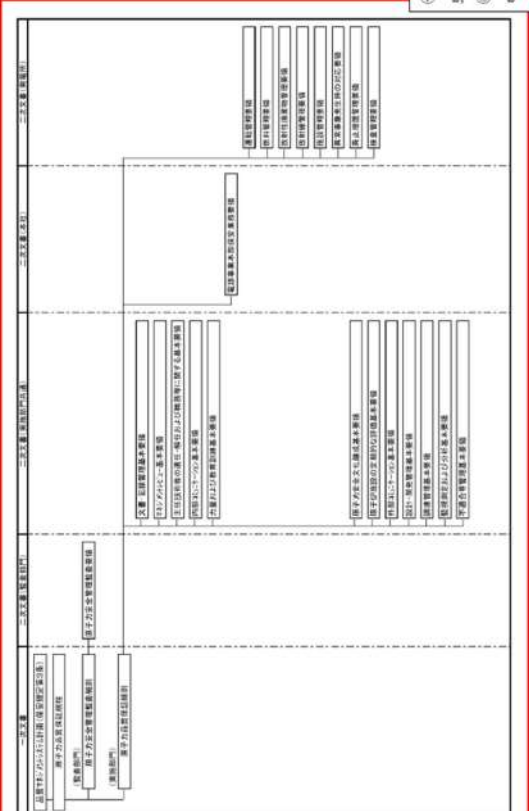
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-17、⑧-13</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに既発時、人件および組織的処置等の考慮を含む。）および当該不適合の程度の評価（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を及ぼすおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）を実施する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に關して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4.2.1(4)の表の8.5.3項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>e. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、種々の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することを含む。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力発電所その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>		<p style="text-align: right;">別紙4-2 (29/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-2、⑧-2 ⑦-3、⑧-3</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>品質マニフェスト、品質方針、品質目標 一次文書を除く表3-1の社内規程 上記以外 第1章記載および報告に記載の記録</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-3(1/1)</p> <p>品質マネジメントシステム文書体系</p> <p style="text-align: right;">⑦-2, ⑧-2</p> 			<p>(島根) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/24)</p> <p>原品-1</p> <p style="text-align: center;">原 子 力 品 質 保 証 規 程</p> <p style="text-align: center;">抜 粹</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月17日（制定） 2021年 6月16日（第11回改正）</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室 (C-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/30)</p> <p style="text-align: center;">R-30</p> <p style="text-align: center;">原子力総合品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月18日施行 2022年 3月 1日（第20次改正） (所 管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜 粹</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力総合品質保証規程</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (2/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (2/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (4/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (4/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (5/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (5/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (6/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (6/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (6/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

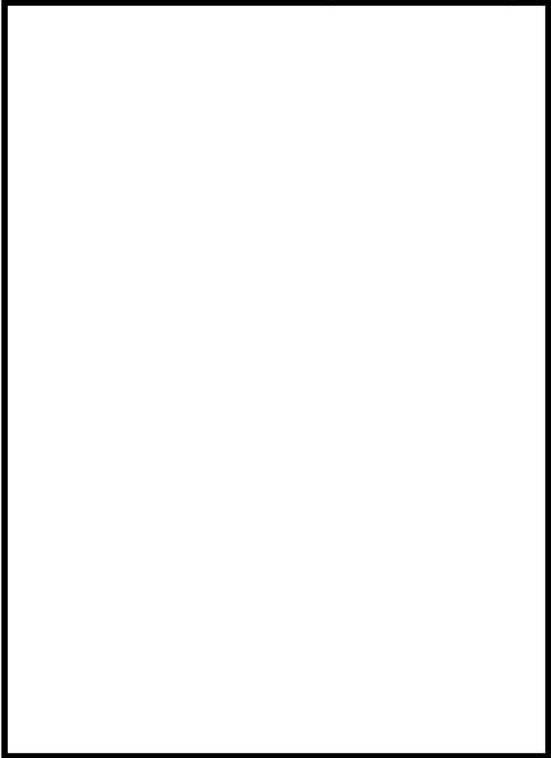
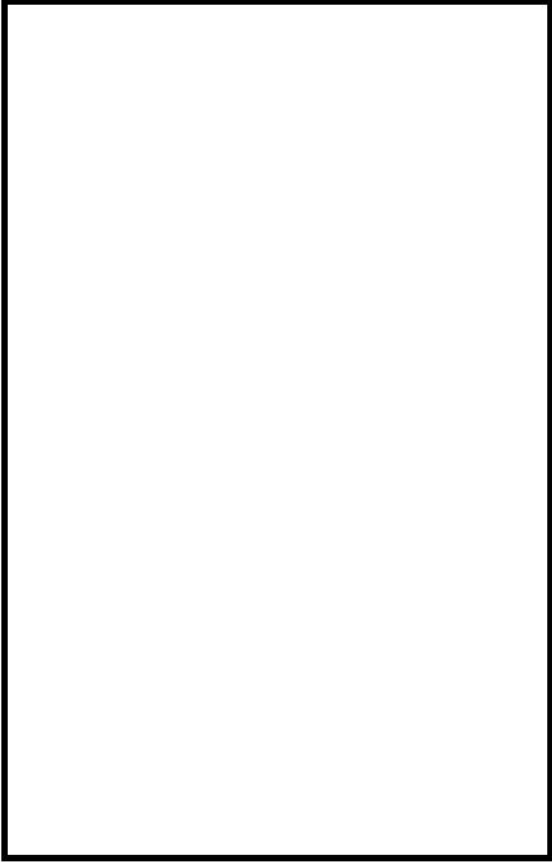
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1180 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (7/24)</div> <div data-bbox="674 204 1223 965" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1796 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (7/30)</div> <div data-bbox="1265 228 1814 1093" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (8/24)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (8/30)</div> 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (9/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1644 196 1812 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (9/30)</div> <div data-bbox="1270 233 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (10/24)</div> <div data-bbox="674 212 1220 971" style="border: 2px solid black; height: 476px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (10/30)</div> <div data-bbox="1263 228 1809 1091" style="border: 2px solid black; height: 541px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違 (島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (11/24)</div> <div data-bbox="676 210 1225 973" style="border: 2px solid black; height: 478px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (11/30)</div> <div data-bbox="1267 226 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (12/24)</div> <div data-bbox="685 212 1234 970" style="border: 2px solid black; height: 475px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (12/30)</div> <div data-bbox="1263 228 1816 1093" style="border: 2px solid black; height: 542px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2056 228" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 181 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (13/24)</div> <div data-bbox="680 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 244px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1637 197 1805 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (13/30)</div> <div data-bbox="1272 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 244px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2063 226" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

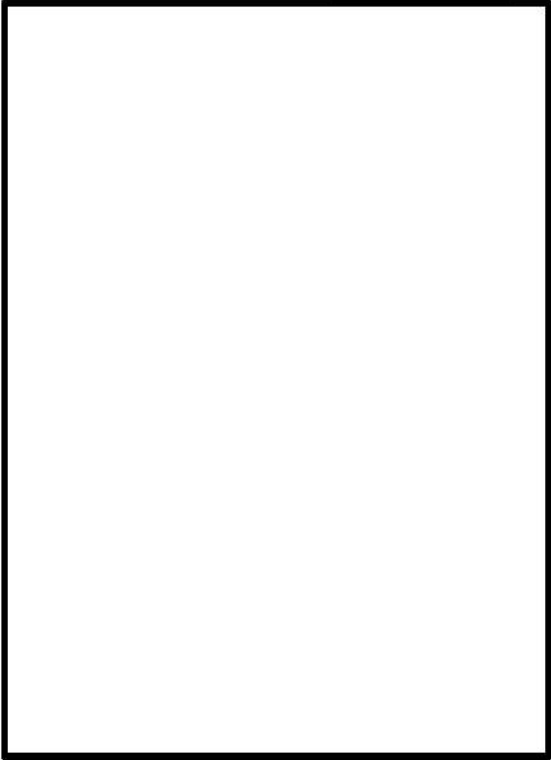
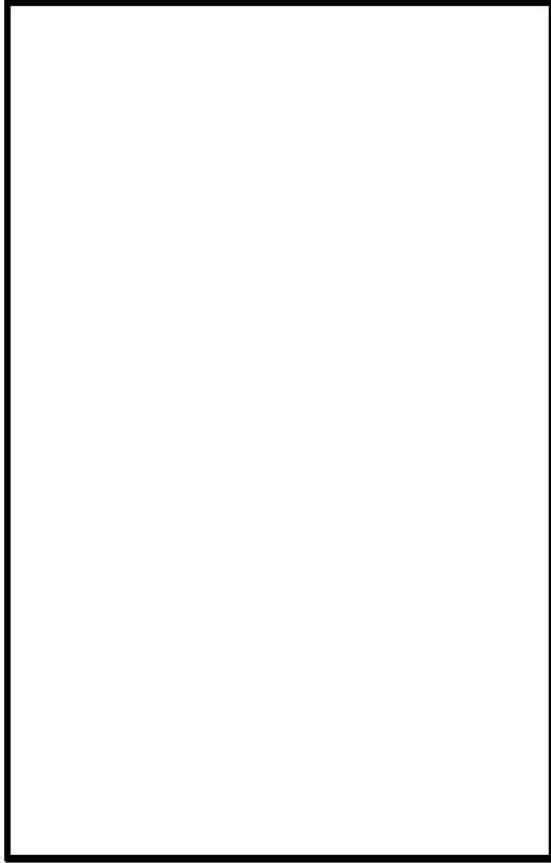
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (14/24)</div> <div data-bbox="680 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 244px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1632 196 1800 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (14/30)</div> <div data-bbox="1265 225 1814 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (15/24)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (15/30)</div> 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (16/24)</div> <div data-bbox="689 204 1238 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (16/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (17/24)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (17/30)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (18/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (18/30)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2056 225">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (19/24)</div> <div data-bbox="689 204 1238 970" style="border: 2px solid black; height: 480px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (19/30)</div> <div data-bbox="1270 228 1818 1090" style="border: 2px solid black; height: 540px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 204 2063 228" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (20/24)</div> <div data-bbox="680 209 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (20/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2056 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

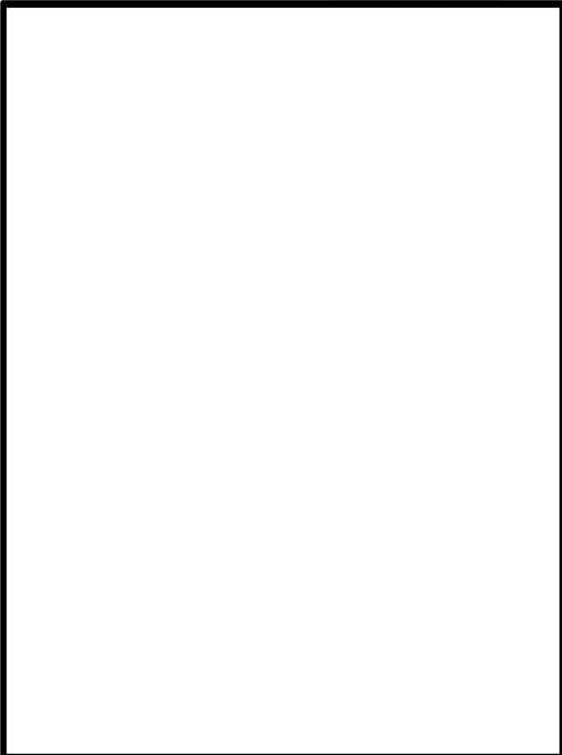
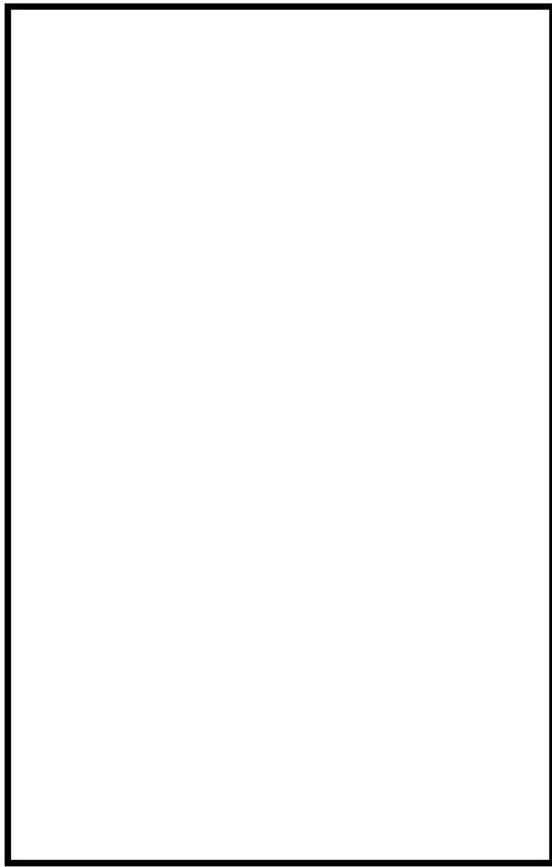
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (21/24)</div> <div data-bbox="689 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 238px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (21/30)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (22/24)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (22/30)</div> 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (23/24)</div> <div data-bbox="678 209 1238 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 250px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (23/30)</div> <div data-bbox="1265 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 246px; margin: 0 auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2056 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (24/24)</div> <div data-bbox="689 209 1211 959" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 233px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1630 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (24/30)</div> <div data-bbox="1265 228 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 246px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2056 225" style="color: green;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1798 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (25/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1794 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (26/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1796 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (27/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1798 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (28/30)</div> <div data-bbox="1263 225 1812 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 196 1798 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (29/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1818 1090" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1637 196 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-3 (30/30)</div> <div data-bbox="1270 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 文書体系の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/44)</p> <table border="1" data-bbox="400 328 577 384"> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021. 6. 22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021. 7. 1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力品質保証細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	制定日	2008. 2. 1	承認日	2021. 6. 22	施行日	2021. 7. 1	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/4)</p> <p>原品4-1</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS プロセス適用要領</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月 2日 (制 定) 2021年 6月29日 (第14回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-4 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-100</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証計画書</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行 2023年 4月 1日 (第54次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力品質保証計画書</p>
制定日	2008. 2. 1								
承認日	2021. 6. 22								
施行日	2021. 7. 1								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 640 212" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/4)</div> <div data-bbox="678 204 1225 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 201 1798 225" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2018 225" style="color: red;">(島根) 組織体制の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 204 613 226" style="text-align: right;">別紙4-5 (3/44)</div> <div data-bbox="85 229 645 1072" style="border: 2px solid black; height: 528px;"></div>	<div data-bbox="1016 181 1173 204" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/4)</div> <div data-bbox="676 204 1218 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1666 204 1823 226" style="text-align: right;">別紙4-4 (3/5)</div> <div data-bbox="1267 229 1823 1091" style="border: 2px solid black; height: 540px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 212 613 236" style="text-align: right;">別紙4-5 (4/44)</div> <div data-bbox="94 240 640 1090" style="border: 2px solid black; height: 532px;"></div>	<div data-bbox="1016 181 1173 205" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/4)</div> <div data-bbox="680 205 1227 957" style="border: 2px solid black; height: 471px;"></div>	<div data-bbox="1666 201 1823 225" style="text-align: right;">別紙4-4 (4/5)</div> <div data-bbox="1263 229 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2063 225" style="color: red;">(島根 女川) 組織体制の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="452 193 616 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (5/44)</div> <div data-bbox="80 225 651 1066" style="border: 2px solid black; height: 527px; width: 255px;"></div>		<div data-bbox="1659 201 1800 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-4 (5/5)</div> <div data-bbox="1263 229 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 544px; width: 247px;"></div>	<p>(島根 女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (6/44)</div> <div data-bbox="78 225 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 256px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="450 193 613 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (7/44)</div> <div data-bbox="80 225 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 533px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 183 633 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5(8/44)</div> <div data-bbox="78 223 651 1106" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 209 613 233" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (9/44)</div> <div data-bbox="76 236 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 526px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (10/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1086" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (11/44)</div> <div data-bbox="76 226 654 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (12/44)</div> <div data-bbox="76 226 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 546px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 183 636 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (13/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 188 629 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (14/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 181 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (15/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 178 631 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (16/44)</div> <div data-bbox="76 210 654 1094" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 183 631 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (17/44)</div> <div data-bbox="78 231 654 1093" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 199 645 226" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (18/44)</div> <div data-bbox="85 236 651 1118" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 253px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (19/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 638 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (20/44)</div> <div data-bbox="78 223 649 1093" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 255px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 633 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (21/44)</div> <div data-bbox="76 217 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 552px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 178 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (22/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 553px; width: 100%;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 178 636 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (23/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1114" style="border: 2px solid black; height: 563px; width: 100%;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 636 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (24/44)</div> <div data-bbox="78 213 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 554px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 631 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (25/44)</div> <div data-bbox="76 217 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 552px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 636 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (26/44)</div> <div data-bbox="80 226 651 1104" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (27/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1104" style="border: 2px solid black; height: 554px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="448 172 631 199" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (28/44)</div> <div data-bbox="80 207 654 1098" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 181 631 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (29/44)</div> <div data-bbox="78 215 651 1088" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 256px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 185 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (30/44)</div> <div data-bbox="78 220 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="439 185 631 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (31/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; margin-top: 10px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 629 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (32/44)</div> <div data-bbox="76 220 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 185 633 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (33/44)</div> <div data-bbox="76 223 651 1101" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 636 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (34/44)</div> <div data-bbox="76 220 654 1109" style="border: 2px solid black; height: 557px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="436 191 627 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (35/44)</div> <div data-bbox="78 226 651 1088" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 177 645 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (36/44)</div> <div data-bbox="76 212 645 1107" style="border: 3px solid black; height: 561px; width: 254px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 629 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (37/44)</div> <div data-bbox="80 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 177 629 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">別紙4-5 (38/44)</div> <div data-bbox="76 212 654 1099" style="border: 2px solid black; height: 556px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 180 647 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (39/44)</div> <div data-bbox="78 212 651 1098" style="border: 3px solid black; height: 555px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 645 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (40/44)</div> <div data-bbox="76 225 654 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 183 645 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">別紙4-5 (41/44)</div> <div data-bbox="80 220 651 1093" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 255px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 172 636 201" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-5 (42/44)</div> <div data-bbox="85 209 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 540px; margin-top: 10px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 638 215" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (43/44)</div> <div data-bbox="80 220 651 1094" style="border: 2px solid black; height: 548px; width: 255px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 188 633 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (44/44)</div> <div data-bbox="76 225 651 1114" style="border: 2px solid black; height: 557px; width: 257px;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由						
<p style="text-align: right;">別紙4-6 (1/13)</p> <table border="1" data-bbox="403 335 582 399"> <tr> <td>制定日</td> <td>2004.5.21</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.9.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.9.26</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力安全管理監査細則</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 内部監査部門</p>	制定日	2004.5.21	承認日	2020.9.23	施行日	2020.9.26	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/5)</p> <p>原品5-3</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 責任および権限要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月 2日 (制定)</p> <p style="text-align: center;">2021年 6月 29日 (第15回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-5 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-200</p> <p style="text-align: center;">泊発電所品質保証計画書</p> <p style="text-align: center;">(平成16年 2月13日策定 2022年 3月 1日施行(第37次改正) (対象) 泊発電所 原子力安全・品質保証室)</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所品質保証計画書</p>
制定日	2004.5.21								
承認日	2020.9.23								
施行日	2020.9.26								

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 645 217" style="text-align: right;">別紙4-6 (2/13)</div> <div data-bbox="85 220 651 1066" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 209" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/5)</div> <div data-bbox="680 213 1227 963" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 193 1832 221" style="text-align: right;">別紙4-5 (2/5)</div> <div data-bbox="1267 236 1818 1102" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-6 (3/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-6 (4/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (5/13)</div> <div data-bbox="76 229 651 1075" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1173 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (5/5)</div> <div data-bbox="692 212 1238 962" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1800 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-5 (5/5)</div> <div data-bbox="1263 248 1816 1114" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 185 645 210" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (6/13)</div> <div data-bbox="76 225 654 1075" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 188 645 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (7/13)</div> <div data-bbox="76 213 651 1062" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (8/13)</div> <div data-bbox="78 220 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 533px; width: 256px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 225 642 252" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (9/13)</div> <div data-bbox="76 261 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 527px; width: 257px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 178 622 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙4-6 (10/13)</div> <div data-bbox="76 209 645 1011" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 194 645 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (11/13)</div> <div data-bbox="76 226 654 1062" style="border: 2px solid black; height: 524px; width: 258px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 645 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (12/13)</div> <div data-bbox="71 213 658 1062" style="border: 2px solid black; height: 532px; width: 262px;"></div>			

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 188 638 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-6 (13/13)</div> <div data-bbox="76 225 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 530px; width: 100%;"></div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">品質方針 (抜粋)</p> <p style="text-align: right;">社 会 第122号 2020年4月1日</p> <p style="text-align: center;">社 長</p> <p style="text-align: center;">「原子力品質方針」「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」の見直しについて</p> <p>当社は、原子力安全を最優先とした品質保証活動および原子力安全文化醸成活動ならびに原子力発電所の保守管理の高度化に取り組むため、「原子力品質方針」、「原子力安全文化醸成方針」および「保守管理の実施方針」を策定し、原子力発電所の建設・運営・廃止措置に取り組んでまいりました。</p> <p>こうした中、2020年4月1日から、原子力規制当局による新たな検査制度が開始されます。この検査制度では、従来、国が実施してきた検査を事業者が主体的に実施することが定められるなど、「原子力安全の一貫的な責任は事業者が担う」という考え方がより明確に示されており、事業者が自ら原子力の安全性を向上させる制度となっています。</p> <p>これを受け、当社としても、これまでより一層、主体的に原子力安全の向上を目指す必要があると考え、「原子力品質方針」および「原子力安全文化醸成方針」を見直すこととしました。</p> <p>また、このたびの法令改正を受け、従来から取り組んでいる保守管理に加え、保安のために行う取替なども含めた施設管理に係る保安活動の体系的実施のため、「保守管理の実施方針」を「施設管理の実施方針」に見直すこととしました。</p> <p>社員の皆さんには、今回の各方針の見直しの機を十分に理解し、一人ひとりが原子力の安全性向上の一環を担っているという自覚と誇りを持ち、さらなる努力をされるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付資料) ・原子力品質方針 ・原子力安全文化醸成方針 ・施設管理の実施方針</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子力安全に関する品質方針</p> <p style="text-align: right;">令和2年4月1日 東北電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎</p> <p>われわれには、先人の高い安全意識を継承し、東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けることにより、原子力安全を向上させる使命がある。このため、一人ひとりが強い責任感を持ち、安全文化の育成および維持とたゆまぬPDCA活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得ることを決意し、以下の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の徹底 2. 法令・ルールの遵守 3. 常に問い直し、問いかける習慣の定着 4. 情報共有の充実 5. 積極的な改善の実践 	<p style="text-align: center;">別紙4-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">示 達</p> <p>原子力発電に係る品質方針（施設管理の実施方針を兼ねる、安全文化のあるべき姿[※]を含む）を、次のおり定めず。</p> <p>原子力発電の安全文化を含む保安活動に従事する社員の皆さんは、この方針を理解し、それぞれの職場において具体的な目標を設定し、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">2021年 7月26日</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 社 長 藤井 裕</p> <p style="text-align: center;">品質 方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の価値観の下、安全に関する責任は自らにあることを認識し、常に問い直し、リーダーシップを発揮して保安活動を継続的に改善する 2. 安全性向上に関する取り組みについては、規制基準適合に満足することなく、世界最高水準の安全性を目指した目標・計画を定め、継続的に取り組む 3. コンプライアンス意識を醸成し、法令、規制要求事項、社内規程等を遵守する 4. 原子力安全が損なわれないよう、品質、セキュリティ等相互に影響を及ぼしうる要素を適切に考慮し、様々なリスクの発現防止に最善を尽くす 5. 組織内のコミュニケーションの充実を図り、情報共有に努める。また、組織外との双方向のコミュニケーションの充実を図り、適時適切な方法により、説明責任を果たすとともに、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に外部の意見を反映する 6. 原子力安全の達成・維持・向上のため、組織に必要な力量を明確化するとともに、あらゆる機会を活用した教育訓練や技術継承等により、必要な力量の確保・維持・向上に計画的に取り組む 7. 高経年化技術評価を実施した場合は、長期施設管理方針に従い、保全を確実に実施する <p>[※] 安全文化のあるべき姿は、上記品質方針のうち1.、2.、4.、5.、6が該当する。</p>	<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (2/5)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5, ⑧-5</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">原子力品質方針</p> <p>原子力安全の一義的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、法令・規制要求等のルールを遵守することはもとより、現場、現物、現実を重視する3根柱を念頭に、確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指すとともに、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの理解と信頼の獲得を目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な資源を確保し、自らの役割と責任を自覚して、原子力安全を最優先に品質保証活動を積極的に推進する。 2. 原子力安全に係る知見や情報を収集してリスク評価を行い、必要な対策を実施して、原子力安全の向上を目指す。 3. 常に問いかける姿勢を持って、品質マネジメントシステムを継続的に改善する。 4. 教育・訓練を確実に実施して、個人および組織全体の建設、運転・保守、廃止措置、緊急時における技術の継承を図るとともに、対応能力の向上を目指す。 <p style="text-align: center;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p> </div>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (3/5)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5, ⑧-5</p> <p style="text-align: center;">原子力安全文化醸成方針</p> <p>原子力発電所の建設・運営・廃止措置における活動の基礎となる原子力安全文化の醸成に主体的に取り組むことで、より高い水準の原子力安全を目指す。</p> <p>特に、これまでの点検不備問題等の経験を教訓とし、「常に問いかける姿勢」および「報告する文化」の改善に重点的に取り組み、更なる自主的安全性向上に向けて、社員一人ひとりに原子力安全を最優先とする文化の浸透を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全最優先の組織風土 安全最優先の価値観を共有した組織風土を創ります。 2. 継続的な改善活動 組織が一体となって、原子力安全文化醸成に係る改善活動に継続的に取り組みます。 3. コミュニケーションの充実 良好なコミュニケーションを保ち、風通しが良い職場を創ります。 <p style="text-align: right;">2020年 4月 1日 中国電力株式会社 社長</p>			<p>(島根, 女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7(4/5)</p> <p style="text-align: right;">(7)-5, (8)-5</p> <p style="text-align: center;">社 長 平成19年6月29日</p> <p style="text-align: center;">社 長 コンプライアンス経営の推進に向けて</p> <p>当社は、「お客さまの信頼を喜びとします」を経営理念として掲げ、お客さまや地域の皆さまからの信頼を基盤とした業務運営を行ってきました。平成15年には、より信頼される企業となることを目指し、企業倫理綱領の制定や企業倫理委員会の設置など、コンプライアンスの一層の推進を図りました。</p> <p>しかし、一連の不適切事案により、これまでの取り組みが、問題を自ら明らかにし、積極的に解決にあたるといった役員・社員の実際の行動に結びついていなかったことが浮き彫りとなりました。その根底には、コンプライアンスとは単に法令を守るだけでなく、倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ることであり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであるという認識が全社に浸透していなかったことがあると考えられます。</p> <p>こうした反省を踏まえ、今後、当社は、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応じていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを経営の基本とし、社内の仕組みやルールなどの根本的な見直しを行うとともに、役員の中核的役割のもと、社員一人ひとりの意識や企業風土に「コンプライアンス最優先」の考え方が根付くよう全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>具体的には、仕組み面で、契約機種の改善やコンプライアンス推進体制の強化等を実施していきます。また、意識・行動面では、企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守ることを徹底します。中でも、留意すべき行動として、「真摯に謝ります」、「申訳に訴えます」、「積極的に正します」の3つの行動を、一人ひとりが日々の業務の中で実践することとします。役員および各組織の責任者においては、これに率先して取り組むとともに、社員への積極的な働きかけを行います。</p> <p>そして、こうした当社の決意・姿勢を「コンプライアンス経営推進宣言」として表明し、その取り組みをお客さまや地域の皆さまにお約束します。</p> <p>現在、当社は、最年輩を上げてきた信頼を想なうという、かつてない厳しい状況にありますが、コンプライアンス経営を一步一歩着実に推進することにより、皆さまから信頼され、選択される。また、社員にとって風通しがよく、働きがいのある、より良い会社に再生していくものと確信しています。</p> <p>皆さんの真摯な取り組みをお願いします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>(添付書類) コンプライアンス経営推進宣言</p>			<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>






赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-7 (5/5)</p> <p style="text-align: center;">⑦-5, ⑧-5</p> <p style="text-align: center;">平成19年6月 中国電力株式会社</p> <p style="text-align: center;">コンプライアンス経営推進宣言</p> <p>中国電力株式会社は、コンプライアンス経営の推進に、役員の率先垂範のもと、全社を挙げて取り組んでいきます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス」とは「倫理や道徳を含めた社会的な規範を大切に守ること」であり、その取り組みは企業が社会の中で存続していくために不可欠なものであると認識します。</p> <p>○ 私たちは、こうした認識のもと、電力設備の安全確保の徹底、電気の安定供給、低廉な電気料金の実現等の社会的な要請に応えていくために、「あらゆる業務運営において、コンプライアンスを最優先に進める」ことを基本とした経営の推進に全力で取り組みます。</p> <p>○ 私たちは、「コンプライアンス最優先」を実現するために、中国電力企業倫理綱領における行動規範をしっかりと守り、中でも、留意すべき行動として、次の「3つの行動」を日々実践していきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 良識に照らします</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自らの行動と社会的な良識とを意識して照らし合わせます。 ◆ 業務に疑問を感じたときには、必ずルールを確認します。 <p>2. 正直に話します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 疑問や問題を抱え込まず、職場内や組織間で話します。 ◆ お客さまや社会に対して、自発的に、適切にご説明します。 <p>3. 積極的に正します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 不適切な取り扱いを先送りせず、積極的に正します。 ◆ 実態に合わないルールがあれば、見直すよう取り組みます。 </div> <p style="text-align: right;">以 上</p>			<p>(島根,女川)記載内容の相違(品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (1/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6 ⑧-6</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法について</p> <p>○社内イントラネット画面 (1/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (2/6)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/4)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (1/2)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6、⑧-6</p> <p style="text-align: center;">品質方針の組織内への伝達方法</p> <p>○イントラネット画面 (1/3)</p>  <p>○イントラネット画面 (2/3)</p>  <p>○イントラネット画面 (3/3)</p> <p style="text-align: center;">示達</p> <p>原子力発電に係る品質方針（施設管理の実施方針を兼ねる、安全文化のあるべき姿”を含む）を、次のとおり定めず。</p> <p>原子力発電の安全文化を含む保安活動に従事する社員の皆さんは、この方針を理解し、それぞれの職場において具体的な目標を設定し、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動に取り組んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">2021年 7月26日</p> <p>北海道電力株式会社 社長 藤井 稔</p>	<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

別紙4-8 (2/4)

別紙4-7 (2/4)

別紙4-7 (2/2)

(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)

○社内イントラネット画面 (3/6)



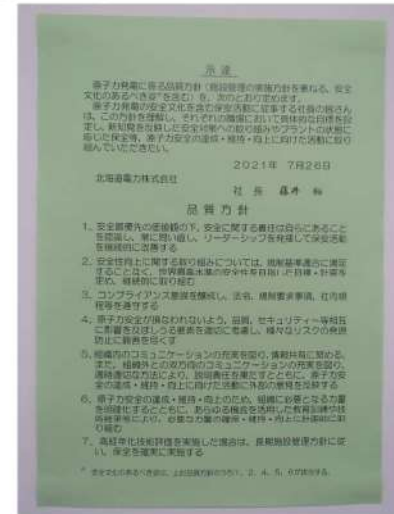
○社内イントラネット画面 (4/6)



○イントラネット画面 (2/2)



○品質方針ポスター掲示


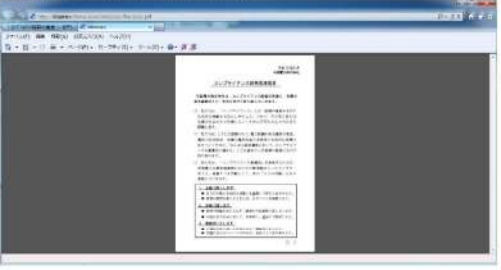



○品質方針カード


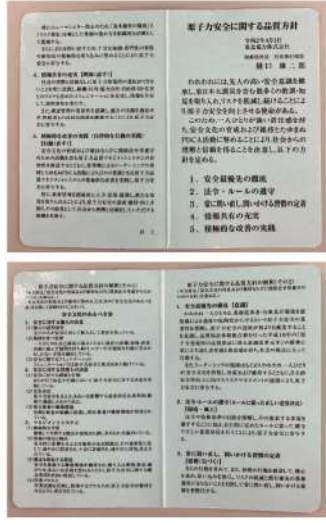


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6, ⑧-6</p> <p>○社内イントラネット画面 (5/6)</p>  <p>○社内イントラネット画面 (6/6)</p> 	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">⑦-6 ⑧-6</p> <p>○品質方針ポスター掲示</p> 		<p>(島根, 女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-8 (4/4)</p> <p>⑦-6, ⑧-6</p> <p>○社内事務所掲示状況</p>  <p>○配付しているカード</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原子力品質方針</p> <p>原子力安全の一貫的な責任を担う者として、原子力発電所の建設・運営・廃止措置にあたっては、安全・信頼確保を第一とし、実現することにより、信頼、透明、適正を追求する3次元安全意識に、幅広い品質保証活動を主体的に行い、心で、品質管理の質の向上を図ります。</p> <p>また、公正・透明な業務運営を通じて、地域の皆さまからの信頼と協力を得るを目的とします。</p> <p>① 品質管理の徹底と、自らの成長と責任を自覚して、原子力安全を継続的に品質保証活動と積極的に推進する。</p> <p>② 原子力安全に係る知識や情報を知り、その活用を行い、必要に応じて実践し、原子力安全の向上を図ります。</p> <p>③ 常に新しい学びの姿勢を持って、品質マネジメントシステムを積極的に活用する。</p> <p>④ 学習・経験を積極的に活用して、個人および組織全体の成長、進歩・向上、廃止措置、知能の向上に貢献する。</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日 中国電力株式会社 社長 清水希哉</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙4-7 (4/4)</p> <p>○品質方針カード</p> 		<p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の進歩の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙4-9 (1/8)</p> <p style="text-align: center;">QMS-03-300-30</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-03-300-30</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2006.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.6.22</td> </tr> <tr> <td>発行日</td> <td>2021.7.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-03-300-30	制定日	2006.2.1	承認日	2021.6.22	発行日	2021.7.1	<p style="text-align: right;">別紙4-8 (1/7)</p> <p>原品5-6</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS マネジメントレビュー要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月27日(制定) 2020年9月23日(第22回改正) 原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-8 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-103</p> <p style="text-align: center;">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行 2022年 3月17日(第39次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">(抜 粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力品質マネジメントシステム管理マニ ュアル</p>
文書番号	QMS-03-300-30										
制定日	2006.2.1										
承認日	2021.6.22										
発行日	2021.7.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 209 651 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (2/8)</div> <div data-bbox="80 248 645 1114" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 252px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (2/7)</div> <div data-bbox="680 204 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 244px;"></div>	<div data-bbox="1659 196 1800 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (2/5)</div> <div data-bbox="1267 226 1823 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 248px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="461 185 647 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (3/8)</div> <div data-bbox="76 228 651 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<div data-bbox="1010 185 1173 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (3/7)</div> <div data-bbox="687 204 1240 954" style="border: 2px solid black; height: 470px;"></div>	<div data-bbox="1659 196 1800 223" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (3/5)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<p data-bbox="1854 199 2085 226" style="color: red;">(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="454 209 640 236" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (4/8)</div> <div data-bbox="80 244 651 1134" style="border: 2px solid black; height: 558px; width: 255px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1182 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (4/7)</div> <div data-bbox="692 204 1238 956" style="border: 2px solid black; height: 471px; width: 244px;"></div>	<div data-bbox="1659 197 1800 221" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (4/5)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1093" style="border: 2px solid black; height: 542px; width: 247px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="443 193 629 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-9 (5/8)</div> <div data-bbox="76 225 651 1102" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>	<div data-bbox="1010 180 1182 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-8 (5/7)</div> <div data-bbox="680 201 1227 954" style="border: 2px solid black; height: 472px;"></div>	<div data-bbox="1659 193 1800 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-8 (5/5)</div> <div data-bbox="1265 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px;"></div>	<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 193 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (6/8)</div> <div data-bbox="78 225 651 1123" style="border: 2px solid black; height: 563px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1182 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (6/7)</div> <div data-bbox="678 204 1225 956" style="border: 2px solid black; height: 471px;"></div>		<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 193 645 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (7/8)</div> <div data-bbox="71 228 649 1121" style="border: 2px solid black; height: 560px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1173 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-8 (7/7)</div> <div data-bbox="692 204 1240 957" style="border: 2px solid black; height: 472px;"></div>		<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 199 645 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (8/8)</div> <div data-bbox="78 231 645 1098" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 253px;"></div>			<p>(島根 女川) 業務プロセスの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">別紙4-10 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">QMS-02-X00-22</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-02-X00-22</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">内部コミュニケーション基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-02-X00-22	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">企-2-1</p> <p style="text-align: center;">組織規程運用基準</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">1993年10月1日(制定) 2021年7月1日(第158回改正)</p> <p style="text-align: center;">グループ戦略部門 (C-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-9 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-1</p> <p style="text-align: center;">原子力安全・品質委員会運営マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>平成16年 2月13日発行 2022年 3月 1日(第14次改正) (所 管) 原子力安全・品質保証グループ</p> </div> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力安全・品質委員会運営マニュアル</p>
文書番号	QMS-02-X00-22										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-10 (2/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-9 (2/2)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-9 (2/3)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 188 629 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (3/4)</div> <div data-bbox="71 220 658 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px;"></div>		<div data-bbox="1659 197 1800 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-9 (3/3)</div> <div data-bbox="1265 236 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 540px;"></div>	<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 180 629 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/4)</div> <div data-bbox="76 209 651 1086" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙4-10 (1/3)</p> <p>原品5-5-品目1(女川)</p> <p style="text-align: center;">品質保証会議要領書</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">昭和59年6月15日(制定) 2021年3月11日(第34回改正) 女川原子力発電所</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-205</p> <p style="text-align: center;">泊発電所安全運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">(平成16年2月13日発行 2020年4月1日発行(第28次改正) (所管) 泊発電所原子力安全・品質保証課)</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会運営要領</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

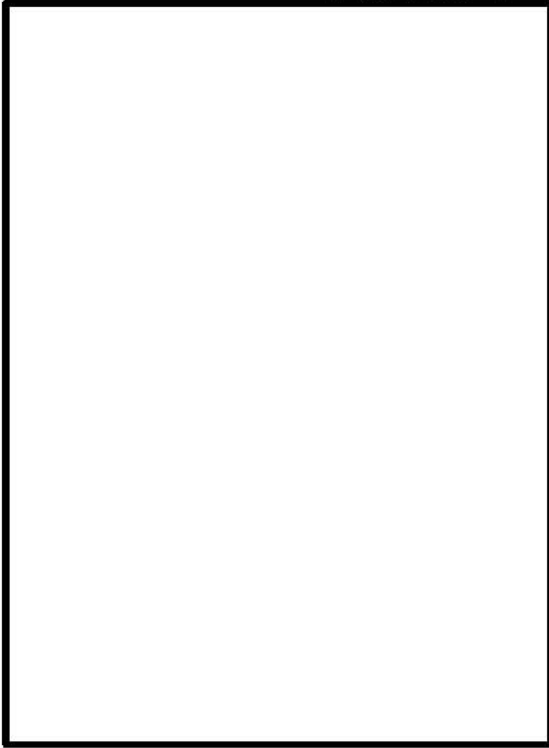
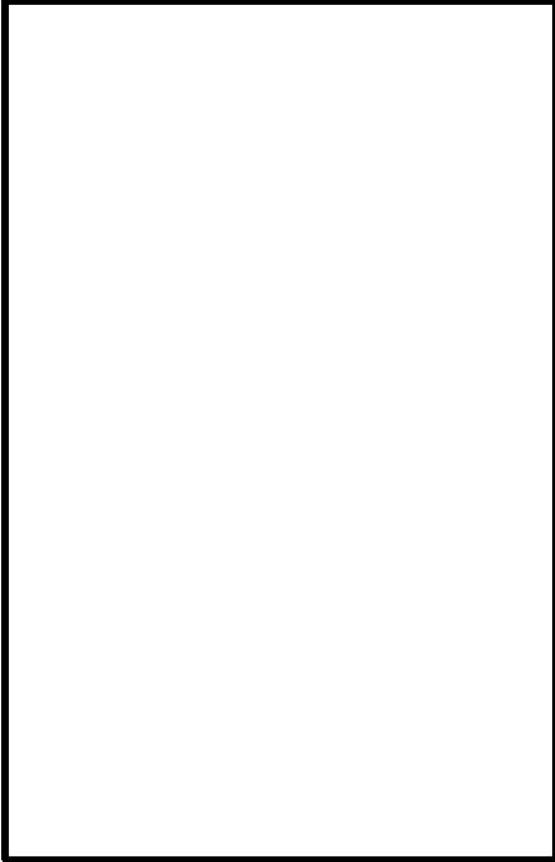
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 181 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-10 (2/3)</div> <div data-bbox="674 204 1223 954" style="border: 2px solid black; height: 470px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 197 1794 220" style="text-align: center;">別紙4-10 (2/5)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 247px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-10 (3/3)</div> 	<div style="text-align: center;">別紙4-10 (3/5)</div> 	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1641 196 1798 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (4/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1093" style="border: 2px solid black; height: 544px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 197 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-10 (5/5)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1091" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑦-12, ⑧-12</p> <p style="text-align: center;">委員会等の開催実績</p> <table border="1" data-bbox="91 288 629 807"> <thead> <tr> <th rowspan="2">委員会等</th> <th rowspan="2">時期</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力品質保証委員会</td> <td>令和2年9月9日</td> <td>令和2年10月26日</td> <td>令和3年2月19日</td> </tr> <tr> <td>QMS推進者会議</td> <td>令和2年8月5日 令和2年9月8日</td> <td>令和2年10月20日 令和3年2月15日</td> <td>令和3年3月23日</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部 原子力品質保証運営委員会</td> <td>令和2年7月13日</td> <td>令和3年2月17日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会</td> <td>令和2年6月5日</td> <td>令和2年10月30日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年6月23日</td> <td>令和2年12月18日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月16日</td> <td>令和3年1月26日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月17日</td> <td>令和3年2月4日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日①</td> <td>令和3年3月3日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月20日②</td> <td>令和3年3月30日</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月21日</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月8日</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月24日</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会</td> <td>令和2年7月17日</td> <td>令和3年1月25日</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	委員会等	時期	令和2年度		上期	下期	原子力品質保証委員会	令和2年9月9日	令和2年10月26日	令和3年2月19日	QMS推進者会議	令和2年8月5日 令和2年9月8日	令和2年10月20日 令和3年2月15日	令和3年3月23日	電源事業本部 原子力品質保証運営委員会	令和2年7月13日	令和3年2月17日	-	島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和2年6月5日	令和2年10月30日	-	令和2年6月23日	令和2年12月18日	-	令和2年7月16日	令和3年1月26日	-	令和2年7月17日	令和3年2月4日	-	令和2年7月20日①	令和3年3月3日	-	令和2年7月20日②	令和3年3月30日	-	令和2年7月21日	-	-	令和2年9月8日	-	-	令和2年9月24日	-	-	原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和2年7月17日	令和3年1月25日	-	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの実績</p> <table border="1" data-bbox="703 256 1189 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">2019年度</th> <th colspan="2">2020年度</th> </tr> <tr> <th>上期</th> <th>下期</th> <th>上期</th> <th>下期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー (社長)</td> <td>2019.11.19</td> <td>2020.5.29</td> <td>2020.11.17</td> <td>2021.5.17</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力本部長)</td> <td>2019.11.12</td> <td>2020.5.27</td> <td>2020.11.13</td> <td>2021.5.12</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力検査室長)</td> <td>2019.11.18</td> <td>2020.5.20</td> <td>2020.11.12</td> <td>2021.5.13</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証室長</td> <td>2019.10.25</td> <td>2020.4.23</td> <td>2020.10.26</td> <td>2021.4.14</td> </tr> <tr> <td>原子力部長</td> <td>2019.10.21</td> <td>2020.4.22</td> <td>2020.10.20</td> <td>2021.4.21</td> </tr> <tr> <td>燃料部長</td> <td>2019.10.10</td> <td>2020.4.10</td> <td>2020.10.9</td> <td>2021.4.9</td> </tr> <tr> <td>資材部長</td> <td>2019.10.8</td> <td>2020.4.7</td> <td>2020.10.8</td> <td>2021.4.8</td> </tr> <tr> <td>土木建築部長</td> <td>2019.10.7</td> <td>2020.4.7</td> <td>2020.10.9</td> <td>2021.4.7</td> </tr> <tr> <td>女川原子力発電所所長</td> <td>2019.10.25</td> <td>2020.4.22</td> <td>2020.10.21</td> <td>2021.4.21</td> </tr> </tbody> </table>		2019年度		2020年度		上期	下期	上期	下期	マネジメントレビュー (社長)	2019.11.19	2020.5.29	2020.11.17	2021.5.17	管理責任者 (原子力本部長)	2019.11.12	2020.5.27	2020.11.13	2021.5.12	管理責任者 (原子力検査室長)	2019.11.18	2020.5.20	2020.11.12	2021.5.13	原子力品質保証室長	2019.10.25	2020.4.23	2020.10.26	2021.4.14	原子力部長	2019.10.21	2020.4.22	2020.10.20	2021.4.21	燃料部長	2019.10.10	2020.4.10	2020.10.9	2021.4.9	資材部長	2019.10.8	2020.4.7	2020.10.8	2021.4.8	土木建築部長	2019.10.7	2020.4.7	2020.10.9	2021.4.7	女川原子力発電所所長	2019.10.25	2020.4.22	2020.10.21	2021.4.21	<p style="text-align: right;">別紙4-11 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各室部所長レビューの実績</p> <table border="1" data-bbox="1301 312 1783 703"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020年度</th> <th>2021年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マネジメントレビュー (社長)</td> <td>2021.6.11</td> <td>2022.6.15</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力事業統括部長)</td> <td>2021.6.4</td> <td>2022.6.1</td> </tr> <tr> <td>管理責任者 (原子力検査室長)</td> <td>2021.6.7</td> <td>2022.6.8</td> </tr> <tr> <td>原子力部長</td> <td>2021.6.2</td> <td>2022.5.30</td> </tr> <tr> <td>原子力土木部長</td> <td>2021.6.3</td> <td>2022.5.31</td> </tr> <tr> <td>資材部長</td> <td>2021.5.31</td> <td>2022.4.15</td> </tr> <tr> <td>原子力安全・品質保証部長</td> <td>2021.6.1</td> <td>2022.5.31</td> </tr> <tr> <td>泊発電所所長</td> <td>2021.6.3</td> <td>2022.5.30</td> </tr> </tbody> </table>		2020年度	2021年度	マネジメントレビュー (社長)	2021.6.11	2022.6.15	管理責任者 (原子力事業統括部長)	2021.6.4	2022.6.1	管理責任者 (原子力検査室長)	2021.6.7	2022.6.8	原子力部長	2021.6.2	2022.5.30	原子力土木部長	2021.6.3	2022.5.31	資材部長	2021.5.31	2022.4.15	原子力安全・品質保証部長	2021.6.1	2022.5.31	泊発電所所長	2021.6.3	2022.5.30	<p>(島根、女川) 組織体制の相違 (島根) 記載方針の相違 (女川) 実績の相違</p>
委員会等			時期	令和2年度																																																																																																																																		
	上期	下期																																																																																																																																				
原子力品質保証委員会	令和2年9月9日	令和2年10月26日	令和3年2月19日																																																																																																																																			
QMS推進者会議	令和2年8月5日 令和2年9月8日	令和2年10月20日 令和3年2月15日	令和3年3月23日																																																																																																																																			
電源事業本部 原子力品質保証運営委員会	令和2年7月13日	令和3年2月17日	-																																																																																																																																			
島根原子力発電所 原子力品質保証運営委員会	令和2年6月5日	令和2年10月30日	-																																																																																																																																			
	令和2年6月23日	令和2年12月18日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月16日	令和3年1月26日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月17日	令和3年2月4日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月20日①	令和3年3月3日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月20日②	令和3年3月30日	-																																																																																																																																			
	令和2年7月21日	-	-																																																																																																																																			
令和2年9月8日	-	-																																																																																																																																				
令和2年9月24日	-	-																																																																																																																																				
原子力発電所 土木建築関係 品質保証運営委員会	令和2年7月17日	令和3年1月25日	-																																																																																																																																			
	2019年度		2020年度																																																																																																																																			
	上期	下期	上期	下期																																																																																																																																		
マネジメントレビュー (社長)	2019.11.19	2020.5.29	2020.11.17	2021.5.17																																																																																																																																		
管理責任者 (原子力本部長)	2019.11.12	2020.5.27	2020.11.13	2021.5.12																																																																																																																																		
管理責任者 (原子力検査室長)	2019.11.18	2020.5.20	2020.11.12	2021.5.13																																																																																																																																		
原子力品質保証室長	2019.10.25	2020.4.23	2020.10.26	2021.4.14																																																																																																																																		
原子力部長	2019.10.21	2020.4.22	2020.10.20	2021.4.21																																																																																																																																		
燃料部長	2019.10.10	2020.4.10	2020.10.9	2021.4.9																																																																																																																																		
資材部長	2019.10.8	2020.4.7	2020.10.8	2021.4.8																																																																																																																																		
土木建築部長	2019.10.7	2020.4.7	2020.10.9	2021.4.7																																																																																																																																		
女川原子力発電所所長	2019.10.25	2020.4.22	2020.10.21	2021.4.21																																																																																																																																		
	2020年度	2021年度																																																																																																																																				
マネジメントレビュー (社長)	2021.6.11	2022.6.15																																																																																																																																				
管理責任者 (原子力事業統括部長)	2021.6.4	2022.6.1																																																																																																																																				
管理責任者 (原子力検査室長)	2021.6.7	2022.6.8																																																																																																																																				
原子力部長	2021.6.2	2022.5.30																																																																																																																																				
原子力土木部長	2021.6.3	2022.5.31																																																																																																																																				
資材部長	2021.5.31	2022.4.15																																																																																																																																				
原子力安全・品質保証部長	2021.6.1	2022.5.31																																																																																																																																				
泊発電所所長	2021.6.3	2022.5.30																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/6)</p> <p>原4-1</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 品質に係る重要度分類要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2005年11月24日（制定） 2021年7月2日（第12回改正） 原子力部</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-12 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-201</p> <p style="text-align: center;">泊発電所品質に係る重要度分類</p> <p style="text-align: center;">（平成16年2月13日施行 2020年9月25日施行（第15次改正） （所管） 泊発電所原子力安全・品質保証室）</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 名称の相違 ・泊発電所品質に係る重要度分類</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 201" style="text-align: center;">別紙4-12 (2/6)</div> <div data-bbox="674 204 1227 970" style="border: 2px solid black; height: 480px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1794 217" style="text-align: center;">別紙4-12 (2/3)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1107" style="border: 2px solid black; height: 553px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 178 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (3/6)</div> <div data-bbox="674 204 1238 965" style="border: 2px solid black; height: 477px; width: 252px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1648 194 1796 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (3/3)</div> <div data-bbox="1270 231 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 244px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 199 1989 220">(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (4/6)</div> <div data-bbox="674 204 1227 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 247px; margin: 10px auto;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (5/6)</div> <div data-bbox="674 209 1240 954" style="border: 2px solid black; height: 467px; margin-top: 10px;"></div>		(女川) 運用の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 177 1180 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-12 (6/6)</div> <div data-bbox="672 213 1236 970" style="border: 2px solid black; height: 474px; margin-top: 10px;"></div>		(女川) 運用の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (1/10)</p> <p style="text-align: center;">QMS7-13-300-27</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS7-13-300-27</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.4.12</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021.4.13</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">調達管理基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS7-13-300-27	制定日	2008.2.1	承認日	2021.4.12	施行日	2021.4.13	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">原7-10</p> <p style="text-align: center;">原子力QMS 調達管理要領</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">2005年12月 2日 (制定) 2021年 3月31日 (第34回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-107</p> <p style="text-align: center;">原子力調達管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月13日施行 2020年 9月25日 (第34次改正) (所管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p style="color: green;">(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力調達管理マニュアル</p>
文書番号	QMS7-13-300-27										
制定日	2008.2.1										
承認日	2021.4.12										
施行日	2021.4.13										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (2/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (3/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-13 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="454 181 618 209" style="text-align: right;">別紙4-12 (4/10)</div> <div data-bbox="71 215 645 1090" style="border: 2px solid black; height: 548px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1173 209" style="text-align: right;">別紙4-13 (4/5)</div> <div data-bbox="685 207 1232 959" style="border: 2px solid black; height: 471px;"></div>	<div data-bbox="1644 196 1807 223" style="text-align: right;">別紙4-13 (4/6)</div> <div data-bbox="1265 228 1818 1099" style="border: 2px solid black; height: 546px;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 177 624 197" style="text-align: right;">別紙4-12 (5/10)</div> <div data-bbox="69 220 642 1078" style="border: 2px solid black; height: 538px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1176 202" style="text-align: right;">別紙4-13 (5/5)</div> <div data-bbox="680 209 1238 973" style="border: 2px solid black; height: 479px;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1792 217" style="text-align: right;">別紙4-13 (5/6)</div> <div data-bbox="1270 220 1821 1090" style="border: 2px solid black; height: 545px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-12 (6/10)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙4-13 (6/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 183 629 209" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (7/10)</div> <div data-bbox="71 220 649 1098" style="border: 2px solid black; height: 550px; width: 100%;"></div>			<div data-bbox="1854 199 2027 225" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 172 622 199" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (8/10)</div> <div data-bbox="78 215 645 1077" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 253px;"></div>			<div data-bbox="1854 199 2027 226" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="454 180 620 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (9/10)</div> <div data-bbox="71 215 638 1077" style="border: 2px solid black; height: 540px; width: 253px;"></div>			<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="459 188 629 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-12 (10/10)</div> <div data-bbox="71 228 645 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 256px;"></div>			<div data-bbox="1854 201 2024 225" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙4-14 (1/7)</p> <p style="text-align: center;">R-30-214</p> <p style="text-align: center;">泊発電所調達管理要領</p> <p style="text-align: center;"> <small>平成16年2月13日施行 2020年9月23日施行（第30次改正） (附則) 泊発電所原子力安全・品質保証部</small> </p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 60px; margin: 20px auto; padding: 5px;"> 抜 粋 </div> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(2/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (3/7)</div> <div data-bbox="1267 229 1816 1102" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(4/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(5/7)</div> <div data-bbox="1267 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(6/7)</div> <div data-bbox="1272 225 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 245px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14(7/7)</div> <div data-bbox="1267 228 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="483 177 640 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-13 (1/4)</div> <table border="1" data-bbox="421 240 629 328" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-04-X00-32</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.10.22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.11. 9</td> </tr> </table> <p data-bbox="181 448 506 480" style="text-align: center;">不適合等管理基本要領</p> <p data-bbox="331 552 398 576" style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p data-bbox="259 863 427 927" style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS8-04-X00-32	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020.10.22	施行日	2020.11. 9	<div data-bbox="1010 177 1167 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-14 (1/8)</div> <p data-bbox="712 252 792 276" style="text-align: center;">原品8-3</p> <p data-bbox="757 440 1133 469" style="text-align: center;">原子力QMS 改善措置活動要領</p> <div data-bbox="920 491 987 515" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">抜粋</div> <p data-bbox="752 767 1128 831" style="text-align: center;">2004年12月22日（制定） 2021年 6月16日（第35回改正）</p> <p data-bbox="864 882 1032 906" style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<div data-bbox="1648 193 1805 217" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-15 (1/6)</div> <p data-bbox="1509 360 1603 376" style="text-align: center;">R-30-109</p> <p data-bbox="1375 419 1733 443" style="text-align: center;">原子力改善措置活動管理マニュアル</p> <div data-bbox="1559 488 1783 544" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> 平成16年 2月13日発行 2020年 9月25日（第28次改正） (所管) 原子力安全・品質保証グループ </div> <div data-bbox="1480 616 1637 671" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto;">抜粋</div> <p data-bbox="1469 922 1637 946" style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p data-bbox="1854 201 2107 248" style="color: green;">(島根, 女川) 名称の相違 ・原子力改善措置活動管理マニュアル</p>
文書番号	QMS8-04-X00-32										
制定日	2008. 2. 1										
承認日	2020.10.22										
施行日	2020.11. 9										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 180 616 204" style="text-align: right;">別紙4-13 (2/4)</div> <div data-bbox="76 209 638 1050" style="border: 2px solid black; height: 527px;"></div>	<div data-bbox="1014 180 1164 204" style="text-align: right;">別紙4-14 (2/8)</div> <div data-bbox="678 209 1218 956" style="border: 2px solid black; height: 468px;"></div>	<div data-bbox="1644 193 1794 217" style="text-align: right;">別紙4-15 (2/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 178 622 204" style="text-align: right;">別紙4-13 (3/4)</div> <div data-bbox="76 213 638 1046" style="border: 2px solid black; height: 522px;"></div>	<div data-bbox="1010 197 1167 223" style="text-align: right;">別紙4-14 (3/8)</div> <div data-bbox="694 225 1240 957" style="border: 2px solid black; height: 459px;"></div>	<div data-bbox="1646 193 1803 218" style="text-align: right;">別紙4-15 (3/6)</div> <div data-bbox="1270 225 1816 1096" style="border: 2px solid black; height: 546px;"></div>	<div data-bbox="1854 197 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="465 181 622 209" style="text-align: right;">別紙4-13(4/4)</div> <div data-bbox="76 225 651 1070" style="border: 2px solid black; height: 530px;"></div>	<div data-bbox="1010 201 1167 228" style="text-align: right;">別紙4-14(4/8)</div> <div data-bbox="687 225 1234 959" style="border: 2px solid black; height: 460px;"></div>	<div data-bbox="1644 194 1800 221" style="text-align: right;">別紙4-15(4/6)</div> <div data-bbox="1270 225 1821 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px;"></div>	<div data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 220" style="text-align: center;">別紙4-14 (5/8)</div> <div data-bbox="692 220 1234 954" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1648 197 1794 220" style="text-align: center;">別紙4-15 (5/6)</div> <div data-bbox="1265 220 1818 1093" style="border: 2px solid black; height: 547px; margin: 10px auto;"></div>	<p data-bbox="1854 197 2024 220">(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1180 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (6/8)</div> <div data-bbox="685 225 1236 963" style="border: 2px solid black; height: 463px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1648 197 1818 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-15 (6/6)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1099" style="border: 2px solid black; height: 548px; margin-top: 10px;"></div>	<p data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1180 225" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (7/8)</div> <div data-bbox="680 225 1240 959" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(島根 女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 197 1178 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-14 (8/8)</div> <div data-bbox="674 225 1218 959" style="border: 2px solid black; height: 460px; margin-top: 10px;"></div>		<p data-bbox="1854 201 2024 221" style="color: red;">(島根 女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙4-16 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-217</p> <p style="text-align: center;">泊発電所改善措置活動管理要領</p> <p style="text-align: center;">（平成16年 2月 13日発行 2021年 5月 17日発行（第40次改訂） （所管） 泊発電所 原子力安全・品質保証部）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; margin: 20px auto; padding: 5px; text-align: center;">抜粋</div> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (2/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1644 193 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (3/6)</div> <div data-bbox="1263 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 194 1794 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (4/6)</div> <div data-bbox="1267 225 1818 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 196 1794 213" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (5/6)</div> <div data-bbox="1265 225 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 547px; width: 246px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

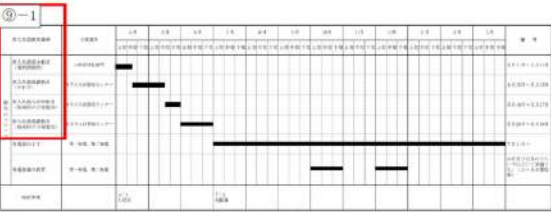
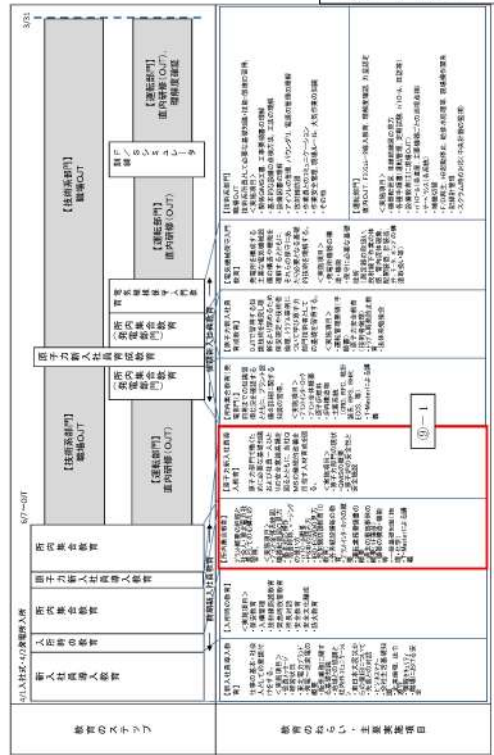
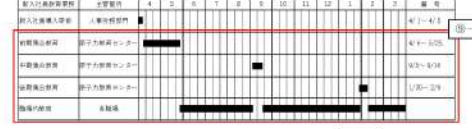
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 193 1794 212" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙4-16 (6/6)</div> <div data-bbox="1263 228 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 545px; width: 247px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ㊦文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和2年度 新入社員教育 年間教育スケジュール</p>  <p>⑤-1</p> <p>1. 主な教育内容 (1) 電源事業本部 原子力人材育成センターは、以下の原子力に関する教育を実施する。 (a) 原子力関係の設備、系統に関する基礎知識 (b) 原子力の安全性、必要性に関する基礎知識 (c) 原子炉基礎理論（原子炉物理他） (d) 一次系統の知識習得に向けた繰り返し講義、研修 (e) 運転訓練シミュレータ教育 (f) 品質保証の基礎 (g) 原子炉、タービン、電気設備他、発電所設備の見学 (2) (株)PETでは、以下の教育を実施する。 (a) 力量認定に係る初級教育（安全、機械、電気） (b) 労働安全衛生法第59条関係の電気取扱い業務に係る特別教育 (c) 火力発電設備の概要 (d) 技術一般教育関係（自動制御、シーケンス）の基礎知識 (e) ヒューマンファクター教育 (f) 安全、衛生に関する基礎知識 (g) 安全意識、心構え (3) 島根原子力発電所の「点検不備問題」の風化防止対策として、「点検不備問題に関する教育」について講義及びeラーニングを新入社員基礎教育期間中に実施する。（平成25年度より、新入社員基礎教育期間中に実施）</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-1 (1/1)</p>  <p>⑤-1</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">令和4年度 新入社員教育 年間計画</p>  <p>⑤-1</p> <p>1. 主な教育内容 原子力教育センターは、以下の教育を実施する。 (1) 保安教育 (2) 原子力発電所の設備、系統に関する基礎知識 (3) 機器配置およびプラントシステムの現場教育 (4) 放射線管理に関する基礎知識 (5) 機械、電気および制御設備の基礎知識・実技訓練 (6) 機器要素の基礎知識・実技訓練 (7) 事後検査の基礎知識・実技訓練 (8) 安全・衛生に関する基礎知識 (9) 品質保証の基礎知識 (10) 安全文化に関する基礎知識 (11) 社内規程の基礎知識 (12) ヒューマンエラーの低減に関する基礎知識 (13) モラル・コンプライアンスに関する教育 (14) コミュニケーション能力向上に関する教育</p>	<p>(島根、女川) ③設備及び巧運用の相違（訓練）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="465 156 638 183" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (1/3)</div> <table border="1" data-bbox="430 226 645 322" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-604-03</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2017.10.02</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.03.26</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">原子力部門 技術系新入社員基礎教育 手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部 原子力人材育成センター</p>	文書番号	QMS6-01-604-03	制定日	2017.10.02	承認日	2020.03.26	施行日	2020.04.01			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。
文書番号	QMS6-01-604-03										
制定日	2017.10.02										
承認日	2020.03.26										
施行日	2020.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="479 156 636 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-2 (2/3)</div> <div data-bbox="584 204 636 220" style="font-size: small;">別紙-1</div> <div data-bbox="80 220 651 1002" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 255px;"></div>			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 156 631 183" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">別紙5-2 (3/3)</div> <div data-bbox="78 210 651 991" style="border: 2px solid black; height: 489px; width: 100%;"></div>			<p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根は、新入社員教育に特化した手順書を定めている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-G01-33</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.02.01</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021.03.23</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">原子力部門 教育訓練手順書 (抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部（原子力管理）</p>	文書番号	QMS6-01-G01-33	制定日	2008.02.01	承認日	2021.03.23	施行日	2021.04.01	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">原6-1-人2 (原)</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">原子力部門 教育訓練指針</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">抜 粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">昭和59年 6月20日 (制定) 2021年6月23日 (第21回改正) 原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-206</p> <p style="text-align: center;">泊発電所教育訓練管理要領</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>平成16年 2月13日発行 2021年10月1日発行(第46次改正) [添付] 泊発電所原子力教育センター</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">抜 粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 50px;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>
文書番号	QMS6-01-G01-33										
制定日	2008.02.01										
承認日	2021.03.23										
施行日	2021.04.01										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (2/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (2/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="479 150 636 172" style="text-align: right;">別紙5-3 (3/5)</div> <div data-bbox="76 172 651 1082" style="border: 2px solid black; height: 570px;"></div>	<div data-bbox="1016 150 1173 172" style="text-align: right;">別紙5-2 (3/6)</div> <div data-bbox="680 172 1218 957" style="border: 2px solid black; height: 492px;"></div>	<div data-bbox="1644 181 1756 204" style="text-align: right;">別紙5-2 (3/13)</div> <div data-bbox="1272 204 1809 986" style="border: 2px solid black; height: 490px;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (4/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-3 (5/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-2 (5/13)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1048 178 1227 204" style="text-align: center;">別紙5-2 (6/6)</div> <div data-bbox="689 204 1236 1008" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<div data-bbox="1639 178 1818 204" style="text-align: center;">別紙5-2 (6/13)</div> <div data-bbox="1272 204 1818 992" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

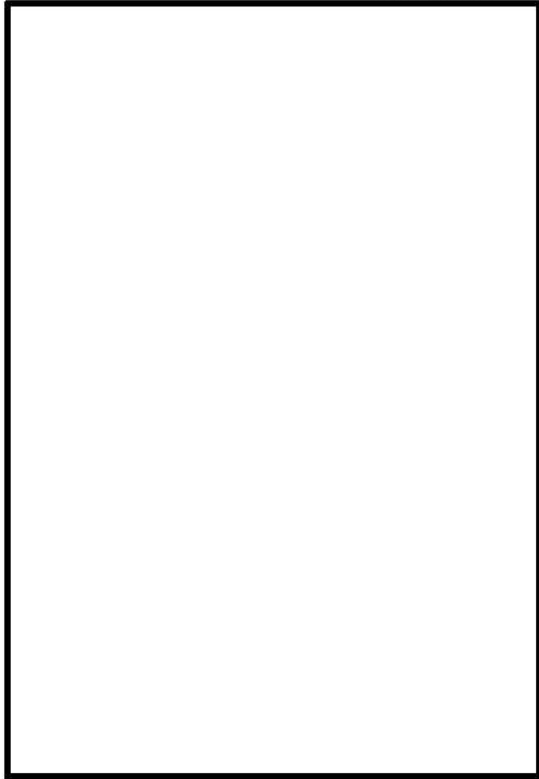
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 0-2 (7/13)</div> <div data-bbox="1272 207 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 別紙 0-2 (8/13) </div> 	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1635 183 1769 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙 0-2 (9/13)</div> <div data-bbox="1272 207 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 490px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

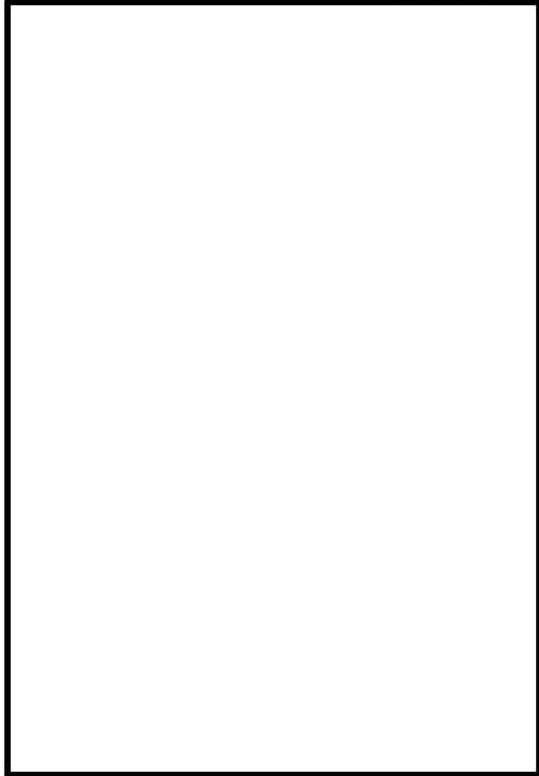
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 185 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙5-2(10/13)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 図紙5-2(11/13) </div> 	(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-2(12/13)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根, 女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1630 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-2(13/13)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

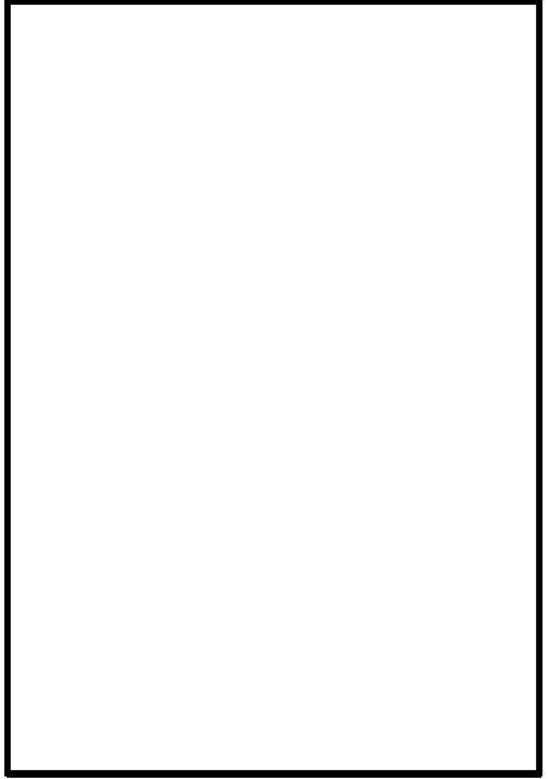
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">R-30-105</p> <p style="text-align: center;">原子力教育訓練管理マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月15日発行 2020年 9月25日（第22次改正） 〔所管〕原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 30W5-3 (2/6) </div> 	(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別冊5-8(3/6)</div> <div data-bbox="1274 209 1812 987" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

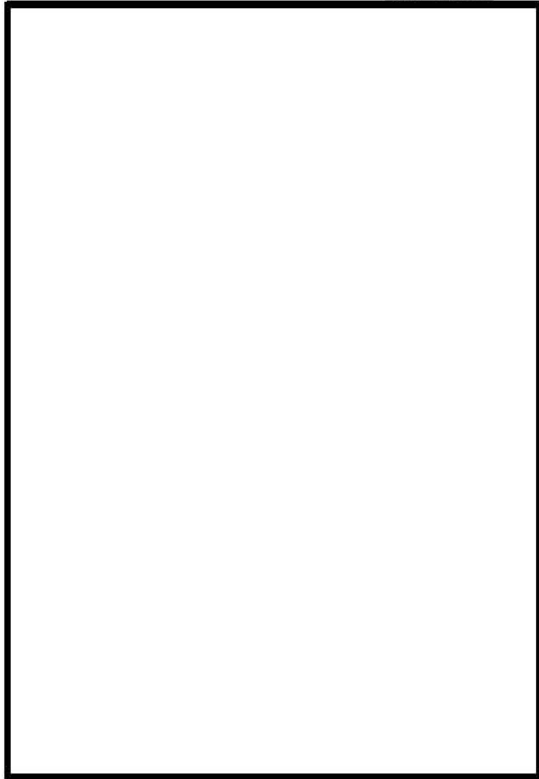
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別冊5-3 (4/6)</div> <div data-bbox="1272 210 1809 989" style="border: 2px solid black; height: 488px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (5/7)</div> 	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙5-3 (6/7)</div>	<p>(島根、女川) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-3 (7/7)</div>	<p>(島根) ①文書体系の相違 (マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月 中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">2021年7月 東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月 北海道電力株式会社</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。))、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4.2.1(3)の表の5.4.1項および6.2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-3 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。))、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/2)</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系(インフラストラクチャ)</p> <p>(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下、「力量」という。また、この力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。(4.2.4参照)</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<div data-bbox="472 151 647 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-5 (1/5)</div> <table border="1" data-bbox="427 181 647 276"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS6-01-X00-19</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p data-bbox="120 411 577 507" style="text-align: center;">力量および教育訓練基本要領 (抜粋)</p> <p data-bbox="255 895 439 963" style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS6-01-X00-19	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<div data-bbox="1010 151 1184 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-4 (1/5)</div> <p data-bbox="712 188 779 209">原6-1</p> <p data-bbox="763 280 1137 347" style="text-align: center;">原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領</p> <div data-bbox="913 424 981 448" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">抜 粋</div> <p data-bbox="786 627 1093 727" style="text-align: center;">平成17年12月5日（制定） 2021年6月23日（第24回改正） 原子力部</p>		<p data-bbox="1850 172 2056 193" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</p>
文書番号	QMS6-01-X00-19										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-5 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="477 148 618 165" style="text-align: right;">別紙5-5 (3/5)</div> <div data-bbox="80 169 651 997" style="border: 2px solid black; height: 519px;"></div>	<div data-bbox="1028 156 1169 173" style="text-align: right;">別紙5-4 (3/5)</div> <div data-bbox="689 177 1227 960" style="border: 2px solid black; height: 491px;"></div>		<div data-bbox="1850 173 2051 193" style="color: blue;">(島根、女川) 引用文書の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-5 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙5-4 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 100%;"></div>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙5-5(5/5)</p>	<p style="text-align: right;">別紙5-4(5/5)</p>		<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙5-5 (1/4)</p> <p>原6-1-人3 (原)</p> <p style="text-align: center;">原子力部門教育訓練実施要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">平成25年 6月28日 (制定) 2021年6月23日 (第7回改正) 原子力部 原子力人財育成</p>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1178 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5 (2/4)</div> <div data-bbox="689 185 1236 963" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5 (3/4)</div> <div data-bbox="689 178 1232 957" style="border: 2px solid black; height: 488px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-5(4/4)</div> <div data-bbox="689 178 1236 960" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/8)</p> <p>原6-1-技技1 (女川)</p> <p style="text-align: center;">保安教育実施要領書</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">平成13年8月1日 (制定) 2021年6月25日 (第34回改正)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所</p>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 150 1178 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (2/8)</div> <div data-bbox="685 188 1232 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1182 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (3/8)</div> <div data-bbox="689 178 1223 960" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 151 1182 177" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (4/8)</div> <div data-bbox="689 180 1234 962" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 153 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6 (5/8)</div> <div data-bbox="698 181 1227 963" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス 別紙5-6 (6/8)	泊発電所3号炉	相違理由
			(女川) 引用文書の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 156 1182 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙5-6(8/8)</div> <div data-bbox="680 181 1240 967" style="border: 2px solid black; height: 492px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																											
<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">訓練施設等における教育訓練実績（令和2年度） ⑤-6</p> <p>1. 共通事項</p> <table border="1" data-bbox="91 276 633 399"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術系新入社員基礎教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 原子力品質保証に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の養成 </td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設管理関係</p> <table border="1" data-bbox="91 435 633 622"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力研修教育訓練・初級教育</td> <td>作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・中級教育</td> <td>継手、自動制御、制御回路故障対応等</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・専門教育</td> <td>弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>原子力研修教育訓練・eラーニング</td> <td>放射線基礎、安全評価、関係法令等</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運転管理関係</p> <table border="1" data-bbox="91 659 633 821"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修</td> <td>運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>オペレータ養成研修</td> <td>次期オペレータとして知識・技能を修得する。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>EOP初級研修</td> <td>次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>運転管理教育</td> <td>核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>特別訓練研修</td> <td>原型切替研修、官庁等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	主な内容	受講者数	技術系新入社員基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 原子力品質保証に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の養成 	18	研修名	主な内容	受講者数	原子力研修教育訓練・初級教育	作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等	270	原子力研修教育訓練・中級教育	継手、自動制御、制御回路故障対応等	117	原子力研修教育訓練・専門教育	弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等	144	原子力研修教育訓練・eラーニング	放射線基礎、安全評価、関係法令等	167	研修名	主な内容	受講者数	運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	11	オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	1	EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	1	運転管理教育	核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。	28	特別訓練研修	原型切替研修、官庁等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	212	<p style="text-align: right;">別紙5-7 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練実績（令和2年度）</p> <p>1. 共通項目</p> <table border="1" data-bbox="719 308 1220 383"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新入社員教育</td> <td>前期 23</td> </tr> <tr> <td>後期 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 保全部門関係</p> <table border="1" data-bbox="719 419 1220 742"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td> 研修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 研修基礎技術教育2 原子力が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td> 研修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>19</td> </tr> <tr> <td> 研修基礎技術教育2 原子力が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保全全般関係</td> <td> 研修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練 </td> <td>6</td> </tr> <tr> <td> 研修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練 </td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	研修名	受講者数	新入社員教育	前期 23	後期 20	研修コース	主な内容	受講者数	機械関係	研修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3	電気・計装関係	研修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11	保全全般関係	研修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6	研修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0	<p style="text-align: right;">別紙5-8 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">教育訓練実績（令和3年度）</p> <p style="text-align: center;">原子力教育センターの併設訓練設備等を活用した研修実績（令和3年度） ⑤-7</p> <p>1. 共通項目</p> <table border="1" data-bbox="1317 292 1765 391"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術系新入社員集合教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 品質保証活動に関する教育 安全文化に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の要請 </td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設管理関係</p> <table border="1" data-bbox="1317 419 1765 582"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 研修全般関係 基礎教育 </td> <td>作業安全、作業管理、目録器使用方法、工具の使用方法等保全体制全般における基礎的教育</td> <td>0(99)※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> 機械関係 基礎教育 </td> <td>ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td> 研修訓練 原子力が特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 </td> <td>0(19)※</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> 電気・計装関係 基礎教育 </td> <td>電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td> 研修訓練 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練 </td> <td>0(22)※</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 運転管理関係</p> <table border="1" data-bbox="1317 611 1765 774"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅰ</td> <td>HTS直島運転訓練コース、NTC上級進修コース等</td> <td>運転操作の際の運転訓練</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅱ</td> <td>HTS上級訓練コース、NTC上級コース等</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時対応訓練</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅲ</td> <td>HTS管理教育訓練コース、NTC監督者コース等</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>初級操作訓練</td> <td>HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース</td> <td>次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>自主操作訓練</td> <td>HTS自主操作訓練コース</td> <td>自立的に行う操作訓練</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ COVID-19 感染拡大防止の観点から、受講者の距離確保が確保できない実習訓練について、令和3年度はすべて取りやめた。参考として、()内に令和2年度の実績人数を示す。 なお、令和4年度は、COVID-19 感染拡大防止対策を講じることで、訓練を開催できるよう計画。</p>	研修コース	主な内容	受講者数	技術系新入社員集合教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 品質保証活動に関する教育 安全文化に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の要請 	18	研修コース	主な内容	受講者数	研修全般関係 基礎教育	作業安全、作業管理、目録器使用方法、工具の使用方法等保全体制全般における基礎的教育	0(99)※	機械関係 基礎教育	ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育	8	研修訓練 原子力が特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(19)※	電気・計装関係 基礎教育	電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	41	研修訓練 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(22)※	研修コース	主な内容	受講者数	シミュレータ訓練Ⅰ	HTS直島運転訓練コース、NTC上級進修コース等	運転操作の際の運転訓練	125	シミュレータ訓練Ⅱ	HTS上級訓練コース、NTC上級コース等	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	44	シミュレータ訓練Ⅲ	HTS管理教育訓練コース、NTC監督者コース等	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	33	初級操作訓練	HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練	32	自主操作訓練	HTS自主操作訓練コース	自立的に行う操作訓練	39	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																												
技術系新入社員基礎教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 原子力品質保証に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の養成 	18																																																																																																												
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																												
原子力研修教育訓練・初級教育	作業安全全般、機械関係測定器取扱、電気関係測定器取扱等	270																																																																																																												
原子力研修教育訓練・中級教育	継手、自動制御、制御回路故障対応等	117																																																																																																												
原子力研修教育訓練・専門教育	弁、計器、非破壊検査、継電器、ディーゼル機関等	144																																																																																																												
原子力研修教育訓練・eラーニング	放射線基礎、安全評価、関係法令等	167																																																																																																												
研修名	主な内容	受講者数																																																																																																												
運転基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ研修	運転に必要な基礎的知識・技能を修得する。	11																																																																																																												
オペレータ養成研修	次期オペレータとして知識・技能を修得する。	1																																																																																																												
EOP初級研修	次期オペレータとしてEOPに対する知識・技能を修得する。	1																																																																																																												
運転管理教育	核工学、安全解析、法令等についての講義を受ける。	28																																																																																																												
特別訓練研修	原型切替研修、官庁等からの指示文書に基づく研修及び不適合に対する是正処置としての知識を修得する。	212																																																																																																												
研修名	受講者数																																																																																																													
新入社員教育	前期 23																																																																																																													
	後期 20																																																																																																													
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																												
機械関係	研修基礎技術教育1 ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																																												
	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3																																																																																																												
電気・計装関係	研修基礎技術教育1 発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																																												
	研修基礎技術教育2 原子力が系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11																																																																																																												
保全全般関係	研修基礎技術教育1 非破壊試験、振動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6																																																																																																												
	研修基礎技術教育2 給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0																																																																																																												
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																												
技術系新入社員集合教育	<ul style="list-style-type: none"> 原子力に関する基礎知識 品質保証活動に関する教育 安全文化に関する教育 基本的な技術・技能の習得 安全・衛生に関する基礎知識の習得 社会人・企業人としての心構え・行動の要請 	18																																																																																																												
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																												
研修全般関係 基礎教育	作業安全、作業管理、目録器使用方法、工具の使用方法等保全体制全般における基礎的教育	0(99)※																																																																																																												
機械関係 基礎教育	ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育	8																																																																																																												
	研修訓練 原子力が特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(19)※																																																																																																												
電気・計装関係 基礎教育	電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	41																																																																																																												
	研修訓練 原子力が特有の電気・計装系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(22)※																																																																																																												
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																																												
シミュレータ訓練Ⅰ	HTS直島運転訓練コース、NTC上級進修コース等	運転操作の際の運転訓練	125																																																																																																											
シミュレータ訓練Ⅱ	HTS上級訓練コース、NTC上級コース等	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	44																																																																																																											
シミュレータ訓練Ⅲ	HTS管理教育訓練コース、NTC監督者コース等	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	33																																																																																																											
初級操作訓練	HTS初級訓練コース、NTC初級訓練コース	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練	32																																																																																																											
自主操作訓練	HTS自主操作訓練コース	自立的に行う操作訓練	39																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙5-7（2/3）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">⑨-7</p> <p>3. 運転関係（シミュレータ訓練）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成コース</td> <td>補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>専門コース</td> <td>主機運転員の力量維持及び管理者の養成</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>管理者コース</td> <td>管理者の力量維持</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>チーム連携訓練</td> <td>ファミリー訓練</td> <td>334</td> </tr> </tbody> </table> <p>シミュレータ訓練は、当社原子力発電所訓練施設（女川原子力発電所内のシミュレータ訓練装置又は東通原子力発電所内のシミュレータ訓練装置）ほか、B T Cで実施（別紙5-11参照）。</p> <p>4. 運転員の教育・訓練</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転基礎教科</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">運転専門教科</td> <td>化学管理</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>原子炉材料</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>原子炉物理</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>熱水力学</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>安全解析</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転共通教科</td> <td>事故事例検討</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>アクシデントマネジメント シビアアクシデント</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中の受講者数は、1～3号炉の全運転員の実績</p> </div>	研修コース	主な内容	受講者数	養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46	専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14	管理者コース	管理者の力量維持	34	チーム連携訓練	ファミリー訓練	334	研修名	受講者数	運転基礎教科	5	運転専門教科	化学管理	5	原子炉材料	5	原子炉物理	5	熱水力学	5	安全解析	4	関係法令	11	運転共通教科	事故事例検討	11	アクシデントマネジメント シビアアクシデント	125		<p style="color: blue;">（女川）実績の相違</p>
研修コース	主な内容	受講者数																																						
養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46																																						
専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14																																						
管理者コース	管理者の力量維持	34																																						
チーム連携訓練	ファミリー訓練	334																																						
研修名	受講者数																																							
運転基礎教科	5																																							
運転専門教科	化学管理	5																																						
	原子炉材料	5																																						
	原子炉物理	5																																						
	熱水力学	5																																						
	安全解析	4																																						
	関係法令	11																																						
運転共通教科	事故事例検討	11																																						
	アクシデントマネジメント シビアアクシデント	125																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: center;">別紙5-7 (3/3)</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="3">5. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）</td> </tr> <tr> <td>利用設備</td> <td>主な内容</td> <td>利用人数</td> </tr> <tr> <td>制御棟駆動機構設備</td> <td>技量認定</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>管内流体体感装置</td> <td>管内流体現象に関する習熟訓練</td> <td>7</td> </tr> </table>	5. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）			利用設備	主な内容	利用人数	制御棟駆動機構設備	技量認定	7	管内流体体感装置	管内流体現象に関する習熟訓練	7		(女川) 実績の相違
5. 協力会社による訓練設備利用（令和2年度）															
利用設備	主な内容	利用人数													
制御棟駆動機構設備	技量認定	7													
管内流体体感装置	管内流体現象に関する習熟訓練	7													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																	
<p style="text-align: right;">別紙5-7 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑤-7</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 保安教育実績（令和2年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 原子炉施設の廃止措置に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>発電所新規配属者</td> <td>新入社員：5月 転入者：随時</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>放射線業務従事者指定者</td> <td>新入社員：5月～6月 転入者：随時</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他反復教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事） </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>257</td> </tr> </tbody> </table>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 原子炉施設の廃止措置に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	発電所新規配属者	新入社員：5月 転入者：随時	56	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者指定者	新入社員：5月～6月 転入者：随時	61	その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	492	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事） 	技術系所員	4月～3月	366	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	252	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	282	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	257	<p style="text-align: right;">別紙5-8 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑤-8</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所保安教育実績（令和2年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>新入社員 転入者</td> <td>新入社員：4月 転入者：随時</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員 運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（集合教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の運転に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員 運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（AM教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（施設管理）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画に関する事 </td> <td>事務系所員 技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（直内教育）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定に関する事 原子炉施設の運転に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 </td> <td>運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>その他反復教育（訓練）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 </td> <td>運転員</td> <td>4月～3月</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の技術系所員は、運転員以外の技術系所員とする。</p>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	新入社員 転入者	新入社員：4月 転入者：随時	87	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	80	その他反復教育（集合教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の運転に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	127	その他反復教育（AM教育）	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	34	その他反復教育（施設管理）	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	61	その他反復教育（直内教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定に関する事 原子炉施設の運転に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	運転員	4月～3月	121	その他反復教育（訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	運転員	4月～3月	123	<p style="text-align: right;">別紙5-6 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">⑤-8</p> <p style="text-align: center;">泊発電所保安教育実績（令和3年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育名</th> <th>教育内容</th> <th>対象者</th> <th>実施時期</th> <th>受講人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入所時に実施する教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>原子力発電所新規配属者</td> <td>新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>放射線業務従事者教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>放射線業務従事者</td> <td>新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他反復教育</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>474</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 </td> <td>技術系所員</td> <td>4月～3月</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 </td> <td>全所員</td> <td>4月～3月</td> <td>519</td> </tr> </tbody> </table>	教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講人数	入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	原子力発電所新規配属者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	52	放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	36	その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	506	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	技術系所員	4月～3月	474	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	121	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	124		<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	519	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数																																																																																																																
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 原子炉施設の廃止措置に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	発電所新規配属者	新入社員：5月 転入者：随時	56																																																																																																																
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者指定者	新入社員：5月～6月 転入者：随時	61																																																																																																																
その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	492																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事（原子炉施設の廃止措置の運用に関する事） 	技術系所員	4月～3月	366																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	252																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	282																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	257																																																																																																																
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講者数																																																																																																																
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	新入社員 転入者	新入社員：4月 転入者：随時	87																																																																																																																
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	80																																																																																																																
その他反復教育（集合教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の運転に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員 運転員	4月～3月	127																																																																																																																
その他反復教育（AM教育）	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	34																																																																																																																
その他反復教育（施設管理）	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理計画に関する事 	事務系所員 技術系所員	4月～3月	61																																																																																																																
その他反復教育（直内教育）	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令及び保安規定に関する事 原子炉施設の運転に関する事 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	運転員	4月～3月	121																																																																																																																
その他反復教育（訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	運転員	4月～3月	123																																																																																																																
教育名	教育内容	対象者	実施時期	受講人数																																																																																																																
入所時に実施する教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	原子力発電所新規配属者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	52																																																																																																																
放射線業務従事者教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 原子炉施設の構造、性能に関する事 放射線管理に関する事 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	放射線業務従事者	新入社員：4月、7月、9月 転入者：随時	36																																																																																																																
その他反復教育	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令および保安規定の遵守に関する事 	全所員	4月～3月	506																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉施設の運転に関する事 	技術系所員	4月～3月	474																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理に関する事 	技術系所員	4月～3月	121																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 	技術系所員	4月～3月	124																																																																																																																
	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合に講ずべき処置に関する事 	全所員	4月～3月	519																																																																																																																

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">添付資料1.0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>『女川原子力発電所2号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』より抜粋</p> </div> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">添付資料1.0.9</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>『泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』より抜粋</p> </div> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の対処に係る 教育及び訓練について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (2/5)</p> <p>重大事故等対策要員、1号炉運転員、3号炉運転員及び初期消火要員（消防部隊）（以下「重大事故等に対処する要員」という。）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、当該事故等時においても的確な判断の下、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、更に各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料1.0.10にて定義のとおりで、重大事故等に対処する要員のうち協力企業社員に対する教育及び訓練については業務委託契約に基づき実施する。</p> <p>1. 基本となる教育（第1、2、3、4表参照）</p> <p>(1) 基本教育（第1、2、3表参照）</p> <p>a. 防災教育</p> <p>緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関する知識を深めるための教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子力防災組織及び活動に関する知識」 重大事故等対策要員に対して、発電所内外で行われる活動を踏まえて、各目を実施すべき活動を教育する。 ・「放射線防護に関する知識」 重大事故等対策要員に対して、放射線の人体に及ぼす影響、放射線の測定と防護等に関する教育を実施する。 <p style="text-align: right;">③-12</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (2/4)</p> <p>発電所災害対策要員並びに1号及び2号炉運転員（以下「重大事故等に対処する要員」という。）は、常日頃から重大事故等時の対応のための教育及び訓練を実施することにより、事故対応に必要な力量の習得を行い、当該事故等時においても的確な判断の下、平常心をもって適切な対応操作が行えるように準備している。また、当該の教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に基づいて実施しており、事故時操作の知識・技術の向上に努めている。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故以降は、事故の教訓を踏まえ、緊急安全対策として整備してきた全交流動力電源喪失時における初動活動の訓練も継続的に実施してきている。具体的には、給水確保・電源確保の訓練、がれき撤去のための訓練等を必要な時間内に成立することの確認も含め、継続的に実施している。</p> <p>これらの教育及び訓練は、必要な資機材の運搬、操作手順に従い行うことを基本とし、さらに各機器の取扱いの習熟化を図っている。</p> <p>新規制基準として新たに要求された重大事故等対策に係る教育及び訓練については、保安規定及び保安規定に基づく社内規定類に適切に定め、知識及び技能の向上を図るために定められた頻度、内容で実施し、必要に応じて手順等の改善を図り実効性を高めていくこととしており、教育及び訓練の状況は以下のとおりである。</p> <p>また、教育及び訓練の結果を評価し、継続的改善を図っていくこととし、各項で参照する表に記載の教育及び訓練についても、今後必要な改善、見直しを行っていくものである。</p> <p>なお、発電所対策本部の構成は添付資料1.0.10にて定義のとおりで、重大事故等に対処する要員のうち協力会社社員に対する教育及び訓練については業務委託契約に基づき実施する。</p> <p>1. 運転員の教育及び訓練（表1、3、4、7参照）</p> <p>運転員に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。</p> <p>また、知識の向上と実効性を確認するため、自社のシミュレータ及び原子力発電訓練センター（以下「NTC」という。）にてシミュレーション可能な範囲において、対応操作訓練を実施する。</p> <p>表1に示すシミュレータ訓練は、従来からの設計基準事象ベース、設計基準外事象ベースの訓練に加え、国内外で発生したトラブル対応訓練、中絶沖地震</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10 (3/5)</p> <p>⑩-12</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識 重大事故等対策要員のうち放射線管理班の要員に対して、測定対象に応じた放射線計測器の特徴及びその原理、放射線計測器の取扱いに関する教育を実施する。 <p>h. アクシデントマネジメント教育</p> <p>アクシデントマネジメントに関する教育については、実施組織となる運転員への教育については勿論であるが、技術支援組織として重大事故等時に中央制御室での対応をバックアップする重大事故等対策要員及び実施組織として現場で活動する重大事故等対策要員の知識レベルの向上を図ることも重要である。</p> <p>そのため、重大事故等時のプラントの挙動に関する知識の向上を図るとともに、要員の役割に応じて定期的に知識ベースの理解向上を図る。具体的には、教育内容に応じて以下のとおり基礎的知識、応用的知識に分かれ、それぞれ対象者を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎的知識：アクシデントマネジメントに関する基礎的知識 応用的知識：事故時のプラント挙動、プラント状況に合致した機能別設備を活用したアクシデントマネジメントの専門的知識 <p>⑩-10</p> <p>(2) 原子力防災訓練</p> <p>保安規定に定める緊急事態に対処するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要領は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従って実施している。</p> <p>原子力防災訓練は、原子力防災管理者の指揮の下、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するために実施する。また、訓練項目ごとに訓練対象者の力量向上のために実施する要素訓練、各要素訓練を組み合わせた組織全体として活動を行う総合訓練があり、それぞれ計画に基づいて実施する。</p> <p>訓練においては、重大事故等対策における中央制御室での操作及び動作状況確認等の短時間で実施できる操作以外の作業や操作について、必要な教員数及び想定時間にて対応できるよう、教育及び訓練により効率的かつ確実に実施できるようになっていることを確認する。</p> <p>なお、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書については、担当箇所にて適切に管理しており、訓練の実施に当たっては、これらの資機材及び手順書を用いて実施し、訓練から得られた改善点を適宜反映することとしている。</p> <p>原子力防災訓練の具体的な内容について、以下に示す。</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8 (3/4)</p> <p>の教訓を反映した地震を起因とした複合事象の対応訓練、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓から全交流動力電源喪失を想定した対応訓練等、原子力安全の確保には運転員の技術的能力の向上が重要であるとの観点から随時拡充し、実施している。また、重大事故が発生したときの対応力を養成するため、手順に従った監視、操作において判断に用いる監視計器の故障や動作すべき機器の不動作等、多岐にわたる機器の故障を模擬し、関連パラメータによる事象判断能力、代替手段による復旧対応能力等の運転操作の対応能力向上を図っている。今後も重大事故等時に適切に対応できるよう、シミュレータ訓練を計画的に実施していく。</p> <p>また、同一直の運転員で連携訓練を定期的に行うことで、事故時に発電所長（当直）、副長の指揮の下に、チームワークを発揮して発電用原子炉施設の安全を確保できるように、指示、命令系統の徹底、各自の事故対応能力の向上、役割分担の再確認等を行っている。</p> <p>2. 発電所災害対策要員（運転員を除く。）に対する教育及び訓練について（表2、3、5、6、7参照）</p> <p>発電所災害対策要員（運転員を除く。）に対する教育及び訓練については、机上教育にて重大事故の現象に対する幅広い知識を付与するため、重大事故等時の物理挙動やプラント挙動等の教育を実施する。</p> <p>また、発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保及び可搬型設備を使用した給水確保等の対応操作を修得することを目的に、机上教育による手順の内容理解、資機材の取扱い方法等の修得を図るための模範訓練又は各手順書を用いた訓練等を年1回以上実施する。</p> <p>発電所災害対策要員（運転員を除く。）のうち係修員は、ポンプ、弁設備の分解点検、調整、部品交換等の実習を社員自ら実施することにより技能及び知識の向上を図る。さらに、設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場に立ち、巡回点検、分解機器の状況確認、組立状況確認及び試運転の立会い確認を自ら行うとともに、工所要領書の内容確認及び作業工程補対等の保守点検活動を社員自らも行う。</p> <p>3. 発電所対策本部における実施組織及び支援組織に対する教育及び訓練について（表6参照）</p> <p>発電所対策本部における実施組織及び支援組織に対する教育及び訓練については、机上教育にて支援組織の位置付け、実施組織と支援組織の連携及び資機材の操作の構成等に関する教育を実施する。また、実施組織と支援組織の活動の実効性等を総合的に確認するための総合訓練（原子力防災訓練）を年1回以上実施する。</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（4/5）</p> <p>a. 要素訓練（第4表参照） 新規制基準で示される重大事故等対策における技術的能力審査基準に対応する各手順に対する力量の維持、向上を図るために実施する事項を第4表に整理している。 発電用原子炉施設の冷却機能の回復のために必要な電源確保、可搬型重大事故等対応設備を使用した給水確保等の対応操作を習得することを目的に、実施組織（運転員を除く。）の要員に対し、重大事故等対策に関する教育として手順の内容理解（作業の目的、事故シーケンスとの関係等）や資機材の取扱い方法等の習得を図るため要素訓練等を計画的に繰り返し実施する。 なお、現場作業に当たる実施組織（運転員を除く。）の要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室及び現場）と連携して一連の活動を行う訓練を計画的に取り入れる。 要素訓練は、現場操作の指示、発電所対策本部との連絡等を行う現場リーダーを含め、現場操作等を行う担当者等のチームで行い、各人の事故対応能力の向上、役割分担の確認等を行う。また、力量評価者を用意し、原子力災害発生時に対応できるよう確実に力量が確保されていることを、定期的に評価する。訓練は、訓練ごとの訓練対象者全員が原則として実際の設備、活動場所で行うこととするが、実際の設備を使用するとプラントに影響を及ぼす場合（例：プラント運転中に原子炉格納容器フィルタベント系の隔離弁の手动「開」操作を実際の設備で実施すると、原子炉格納容器のパラメータとしての機能が損なわれるおそれがある。）は、訓練設備を用いた訓練を実施する。 なお、運転員についても上記に準じた訓練、評価を実施し、第4表の訓練頻度については運転員の習熟等を踏まえ適宜見直しを行う。 (a) 訓練内容は、様々な場合を想定し実施する。活動エリアの放射線量の上昇が予測される場合には放射線防護具（タイベック、全面マスク）を装着して活動を行うなど、悪条件（高線量下、夜間、悪天候（降雨、降雪、強風等）、照明機能低下等）を想定し、必要な防護具等を着用した訓練も実施する。 これらの訓練内容を網羅的に盛り込んだ教育訓練内容を設定することにより、円滑かつ確実な災害対策活動が実施できる要員を継続的に確保することとしている。 今後、計画的に訓練を行い、重大事故等対応に係る保安規定変更が施行され運用が開始されるまでには、必要な訓練対象者に対し訓練が実施され力量が確保されている状態に体制整備を実施する。 (b) アクシデントマネジメント訓練により、アクシデントマネジメントガイドを使用し、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、発電所対策本部が中央制御室の運転員を支援できることを確認している</p>	<p style="text-align: center;">別紙5-8（4/4）</p> <p style="text-align: right;">⑩-10</p> <p>(1) 原子力防災訓練 保安規定に定める非常事態に対応するための総合的な訓練として、原子力防災訓練を実施している。原子力防災訓練の具体的な要項は、原子力災害対策特別措置法に基づき定めている泊原子力発電所原子力事業者防災業務計画に従って実施している。 原子力防災訓練では、発電所員の緊急時対応能力向上のため、原子力防災管理者である班長が発電所対策本部員として指揮し、本店対策本部等と連携して行う。本訓練には当班経営層も参加し、本店対策本部における活動の指揮命令及び情報収集を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本店等のコミュニケーションの強化を図っている。 原子力防災訓練で使用する事故シナリオは、炉心損傷等の重大事故を想定しており発電所対策本部等の各活動間の連携が確実に実施できることを訓練全体を通して確認している。さらに事故進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練を実施し、手順書が事故の進展状況に応じて変わるような場合も考慮している。 また、原子力防災訓練の要素訓練であるシビアアクシデント対応訓練において、シビアアクシデント対応ガイド要則を使用して、事故状況の把握、事象進展防止・影響緩和策の判断を実施し、発電所対策本部が中央制御室の運転員を支援できることを確認している。要素訓練にはシビアアクシデント対応訓練の他に、緊急時対応訓練、原子力緊急時支援組織対応訓練、緊急時通報・連絡訓練、緊急時医療訓練、環境放射線モニタリング訓練並びに迅速誘導訓練があり、各要素の活動が確実に実施できることを確認している。これらの活動については、総合的な訓練である原子力防災訓練においても計画的に実施している。 なお、原子力防災訓練の計画では、前回の訓練時に得られた改善点を反映することで継続的な活動能力の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">⑩-11</p> <p>(2) その他の教育及び訓練 日本原子力発電株式会社内に設置されている原子力緊急事態支援組織（以下「緊急時支援組織」という。）に対する協力要請等の対応訓練を年1回実施し、緊急時支援組織への出動要請、資機材の搬入及び資機材を使用した操作訓練を実際に行うことにより、対応手順及び操作手順の習熟を図る。さらに、緊急時支援組織に発電所災害対策委員を定期的に派遣し、遠隔操作が可能なロボットの操作訓練、保守訓練等を行い操作の習熟を図っている。</p> <p>4. 教育及び訓練計画の頻度の考え方（表8、9参照） ○各要員に対し必要な教育及び訓練項目を年1回以上実施し、評価することによる</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙5-10（5/5）</p> <p>る。</p> <p>また、緊急事態支援組織対応訓練、通報訓練、原子力災害医療訓練、モニタリング訓練、避難誘導訓練により、各要素の活動が確実に実施できることを確認するとともに、これらを組み合わせて実施する総合訓練において、重大事故の発生を想定した場合においても発電所対策本部が総合的に機能することを確認している。</p> <p>b. 総合訓練</p> <p>組織全体としての力量向上を図るために発電所は年1回以上総合訓練を実施する。各要素訓練を組み合わせ、組織内各班の情報連携や組織全体の運営が適切に行えるかどうかの検証を行う。本店等と行う総合訓練においては、当社経営層も参加し、発電所対策本部における活動の指揮命令及び情報収集、中央制御室を模擬したシミュレータによる運転員と発電所対策本部との情報連携に加え、本店対策本部からの支援に関する連携や発電所立地支店等の対策本部との連携についての活動訓練を実施することにより、原子力災害発生時における発電所と本店等のコミュニケーションの強化を図っている。</p> <p>また、総合訓練では、漏洩、オフサイトセンターや自治体等への情報提供等の連携や、原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ、他の原子力事業者との連携（協力要請等）、社外への情報提供（模擬記者会見訓練）等にも取り組んでいる。具体的には、オフサイトセンターへ実際に対応要員を派遣し、プラントの情報収集やオフサイトセンターからの情報を社内に共有する訓練や、自治体関係者へプラントの情報を直接説明するために人員を派遣し説明を行う訓練、原子力事業所災害対策支援拠点へ実際に派遣される要員自らが拠点を立ち上げる訓練、他の原子力事業者への連携では発電所が発災した場合の支援本部幹事事業者である東京電力ホールディングス株式会社へ実際に協力要請を行う連携訓練、本店等において社外へのプラントの状況の説明等を行う模擬記者会見訓練等を行っている。</p> <p style="text-align: right;">⑩-12</p> <p>総合訓練では、炉心損傷等の重大事故を想定したシナリオを用いて発電所対策本部の各活動との連携が確実に実施できていることを確認している。</p> <p>また、複数号炉同時被災のシナリオも取り込み、発電所対策本部の各活動が滞りしないことも確認している。</p> <p style="text-align: right;">⑩-13</p> <p>訓練に当たっては、事象進展に応じて訓練者が対応手段を判断していくシナリオ非提示型の訓練も実施し、対応能力を強化するとともに、地震及び津波による外部電源喪失だけでなく、様々な自然災害や外部事象等に対応して実施しており、今後も計画的に実施する。</p>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

別紙5-9 (1/1)

島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 ⑨-9

NO	訓練コース	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
1	BTC 初級I訓練コース	人	9	9	9	9	9	
2	BTC 初級II訓練コース	人	8	9	9	9	9	
3	BTC 中級I訓練コース	人	6	1	2	1	2	
4	BTC 中級IS訓練コース	人	0	2	3	2	1	
5	BTC 中級II訓練コース	人	2	2	3	3	2	
6	BTC 中級B/交流訓練コース	人	0	3	4	3	4	
7	BTC 中級B/交流訓練コース	人	0	0	0	2	4	
8	BTC 中級A訓練コース	人	0	0	2	0	0	
9	BTC 上級I訓練コース	人	1	0	0	2	2	
10	BTC 上級II訓練コース	人	5	7	7	4	5	
11	BTC 上級S訓練コース	人	0	7	6	5	6	
12	BTC 上級A訓練コース	人	0	0	0	0	1	
13	BTC SA訓練コース(中級)	人	2	0	0	0	0	
14	BTC SA訓練コース(上級)	人	6	0	2	3	1	
15	BTC チーム評価コース(1日間)	チーム	2	1	2	2	2	
16	BTC 1下事故復旧・対策実践訓練コース(1.5日間)	チーム	2	0	0	0	0	
17	BTC インストラクタ研修コース(5日間)	人	2	0	2	2	2	
18	日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	人	0	1	1	2	0	
19	原子力安全推進協会 発電所管理者研修	人	0	0	2	2	1	
20	原子力安全推進協会 当直課長研修	人	1	2	2	2	1	
21	原子力安全推進協会 当直副長研修	人	0	2	2	2	2	
22	原子力安全推進協会 危機管理研修	人	5	3	4	3	0	
23	原子力安全推進協会 発電所長研修	人	1	1	1	1	2	
24	原子力安全推進協会 原子炉主任技術者研修	人	1	1	1	0	0	
25	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	1	1	1	1	1	
26	日本原子力発電株式会社 原子炉主任技術者受検講習コース	人	2	4	1	0	1	

※：訓練コースについては、令和2年度のコース名を記載している。

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙5-11 (1/1)

女川原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 ⑨-11

教育名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
BTC 遠隔講義 保全/保修入門	7	3			
BTC 遠隔講義(初級I入門)	3	4	4	6	7
BTC 遠隔講義(初級I補修)	4	2	6	7	3
BTC 遠隔講義(初級I主機)	9	5	4	6	7
BTC 中級I訓練コース	0	1	0	0	0
BTC 中級A訓練コース	0	0	0	0	0
BTC 中級B/交流訓練コース	2	1	5	4	2
BTC 中級C訓練コース	1	1	0	0	0
BTC 中級II S訓練コース	0	0	2	2	2
BTC SA訓練コース(上級)	5	8	8	3	2
BTC 上級A訓練コース	3	3	8	1	3
BTC 上級D訓練コース	0	0	3	0	4
BTC 上級I訓練コース	1	4	9	1	4
BTC 上級II訓練コース	7	4	6	4	10
原子力安全推進協会 当直課長研修	0	1	1	1	2
原子力安全推進協会 当直副長研修	1	2	1	2	2
日本原子力研究開発機構 原子炉工学特別講座	1	3	6	5	3
日本原子力研究開発機構 原子炉研修一般課程	0	0	2	2	2

※：表の塗り潰し部は、教育コースが設定されていないことを示す。
 また、教育名については、令和2年度の教育名を記載している。

泊発電所3号炉

別紙5-B (1/1)

泊発電所における各年度の社外教育訓練受講実績 ⑨-11

訓練コース	年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
NTC 初級訓練コース(フェーズI)	人	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズII)	人	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIII)	人	3	3	3	3	3
NTC 初級訓練コース(フェーズIV)	人	-	-	-	3	3
NTC 再訓練一般コースI	人	3	3	3	3	3
NTC 再訓練上級コース	人	0	3	3	3	3
NTC 再訓練監督者コースI	人	-	-	-	-	-
NTC 再訓練監督者コースIV	人	27	12	13	19	15
NTC 再訓練監督者コース	人	6	6	9	6	6
NTC 再訓練監督者「777」コース	人	10	7	9	9	7
NTC 再訓練監督者「777」研修強化コース	人	40	7	8	8	6
NTC 再訓練監督者訓練コース	人	5	5	-	-	-
JANS I 発電所安全管理研修	人	1	5	5	3	2
JANS I 発電所長研修	人	2	1	0	1	1
JANS I 当直副長研修	人	1	3	2	3	4
JANS I 危機管理研修	人	7	6	6	6	6
JANS I 発電所長研修	人	1	0	1	1	1
JANS I 原子炉主任技術者研修	人	1	0	1	0	1
東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	人	1	1	1	1	0

(島根、女川) 実績の相違

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																									
<p>別紙5-10 (1/1)</p>	<p>別紙5-12 (1/1)</p>	<p>別紙6-10 (1/1)</p>	<p>(島根、女川) 実質の相違</p>																																																																																																																																									
<p>島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績 ⑤-10</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の実績</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>・全交流電源喪失時の機内電源受電訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク（500KL）からの燃料枝取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・主蒸気過し弁（安全弁）駆動用バックアップ用蒸気ガスボンベ接続訓練</td> <td>1回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練</td> <td>3回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・水素発生防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>・アクセスルートの確保訓練</td> <td>9回</td> <td>9回</td> </tr> <tr> <td>・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練</td> <td>4回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>・電源機能等喪失時の運転員対応訓練</td> <td>7回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練</td> <td>12回</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング訓練</td> <td>放射線管理班員</td> <td>・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態支援組織対応訓練</td> <td>復旧班員 支援班員</td> <td>・ロボット操作訓練</td> <td>6回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>指揮命令訓練</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>緊急時対応要員</td> <td>・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の実績	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・全交流電源喪失時の機内電源受電訓練	2回	2回	・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2回	2回	・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク（500KL）からの燃料枝取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2回	2回	・主蒸気過し弁（安全弁）駆動用バックアップ用蒸気ガスボンベ接続訓練	1回	0回	・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	3回	2回	・水素発生防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1回	1回	・アクセスルートの確保訓練	9回	9回	・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練	4回	3回	・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7回	7回	・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	12回	12回	緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1回	1回	原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員 支援班員	・ロボット操作訓練	6回	2回	指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4回	4回	総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1回	1回	<p>女川原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防大水槽からの補給</td> <td>0回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>各機器への給油</td> <td>・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>電源車運転操作</td> <td>・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認</td> <td>6回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水</td> <td>・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動</td> <td>5回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機代替冷却水系運転操作</td> <td>・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動</td> <td>0回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作</td> <td>・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水</td> <td>4回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>アクセスルートの確保</td> <td>・がれき撤去</td> <td>4回</td> <td>6回</td> </tr> <tr> <td>放射線モニタリング訓練</td> <td>放射線管理班</td> <td>・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定</td> <td>5回</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>原子力防災組織</td> <td>・原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防大水槽からの補給	0回	1回	各機器への給油	・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業	1回	1回	電源車運転操作	・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認	6回	6回	低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動	5回	1回	原子炉補機代替冷却水系運転操作	・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動	0回	0回	燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作	・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水	4回	4回	アクセスルートの確保	・がれき撤去	4回	6回	放射線モニタリング訓練	放射線管理班	・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定	5回	5回	総合訓練	原子力防災組織	・原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	<p>泊発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練の種類</th> <th>対象</th> <th>訓練内容</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">電源機能等喪失時に係る対応訓練</td> <td rowspan="10">復旧班員 運転員 プラント監視班員</td> <td>可搬型代替電源車による代替給電（交流）からの給電</td> <td>25回</td> <td>54回</td> </tr> <tr> <td>主蒸気過し弁（摩耗手動操作）による主蒸気過し弁の機能回復</td> <td>14回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</td> <td>14回</td> <td>10回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱用水ピットへの補給</td> <td>10回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</td> <td>20回</td> <td>7回</td> </tr> <tr> <td>加圧器過し弁操作用ベッリによる加圧器過し弁の機能回復</td> <td>9回</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>可搬型計測器によるパラメータの測定</td> <td>10回</td> <td>4回</td> </tr> <tr> <td>可搬型設備による使用済燃料ピットの非監視視</td> <td>12回</td> <td>11回</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>原子力防災組織</td> <td>原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練</td> <td>2回</td> <td>2回</td> </tr> </tbody> </table>	訓練の種類	対象	訓練内容	令和2年度	令和3年度	電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	可搬型代替電源車による代替給電（交流）からの給電	25回	54回	主蒸気過し弁（摩耗手動操作）による主蒸気過し弁の機能回復	14回	13回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	14回	10回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱用水ピットへの補給	10回	7回	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	20回	7回	加圧器過し弁操作用ベッリによる加圧器過し弁の機能回復	9回	13回	可搬型計測器によるパラメータの測定	10回	4回	可搬型設備による使用済燃料ピットの非監視視	12回	11回	総合訓練	原子力防災組織	原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回	
訓練の実績	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																								
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・全交流電源喪失時の機内電源受電訓練	2回	2回																																																																																																																																								
		・原子炉補機海水ポンプ用電動機取替訓練	2回	2回																																																																																																																																								
		・1、2号機ディーゼル発電設備、軽油タンク（500KL）からの燃料枝取り及び高圧発電機車等への燃料補給訓練	2回	2回																																																																																																																																								
		・主蒸気過し弁（安全弁）駆動用バックアップ用蒸気ガスボンベ接続訓練	1回	0回																																																																																																																																								
		・原子炉及び燃料プールへの消防車による代替注水訓練	3回	2回																																																																																																																																								
		・水素発生防止のための原子炉建物水素放出装置開放訓練	1回	1回																																																																																																																																								
		・アクセスルートの確保訓練	9回	9回																																																																																																																																								
		・蓄電池設備による主蒸気過し弁開放操作訓練	4回	3回																																																																																																																																								
		・電源機能等喪失時の運転員対応訓練	7回	7回																																																																																																																																								
		・電源喪失時の重要パラメータ監視訓練	12回	12回																																																																																																																																								
緊急時モニタリング訓練	放射線管理班員	・放射能測定装置による放射性物質の濃度の代替測定等	1回	1回																																																																																																																																								
原子力緊急事態支援組織対応訓練	復旧班員 支援班員	・ロボット操作訓練	6回	2回																																																																																																																																								
指揮命令訓練	緊急時対応要員	・統括による指揮、各班長への指示、各班との連携訓練	4回	4回																																																																																																																																								
総合訓練	緊急時対応要員	・通報・連絡訓練 ・避難誘導訓練 ・アクシデントマネジメント訓練 ・電源機能等喪失時対応訓練 ・広報対応訓練 ・原子力事業者間協力協定対応訓練等	1回	1回																																																																																																																																								
訓練の種類	対象	訓練内容	令和元年度	令和2年度																																																																																																																																								
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	・純水タンクからの補給 ・原水タンクからの補給 ・ろ過水タンクからの補給 ・防大水槽からの補給	0回	1回																																																																																																																																								
		各機器への給油	・非常用ディーゼル発電設備等からの軽油抽出作業	1回	1回																																																																																																																																							
		電源車運転操作	・電源車設置/起動操作 ・電源車運転状態確認	6回	6回																																																																																																																																							
		低圧代替注水系（可搬型）による原子炉圧力容器への注水	・代替注水車の設置、ホース敷設、接続、起動	5回	1回																																																																																																																																							
		原子炉補機代替冷却水系運転操作	・大容量送水ポンプの設置、ホース敷設、接続、起動	0回	0回																																																																																																																																							
		燃料プール代替注水系による使用済燃料プールへの注水操作	・原子炉建屋内への移動 ・建屋内ホース敷設、接続 ・使用済燃料プールへの注水	4回	4回																																																																																																																																							
		アクセスルートの確保	・がれき撤去	4回	6回																																																																																																																																							
		放射線モニタリング訓練	放射線管理班	・周辺監視区域境界付近の空気吸収線量率の測定	5回	5回																																																																																																																																						
		総合訓練	原子力防災組織	・原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回																																																																																																																																						
		訓練の種類	対象	訓練内容	令和2年度	令和3年度																																																																																																																																						
電源機能等喪失時に係る対応訓練	復旧班員 運転員 プラント監視班員	可搬型代替電源車による代替給電（交流）からの給電	25回	54回																																																																																																																																								
		主蒸気過し弁（摩耗手動操作）による主蒸気過し弁の機能回復	14回	13回																																																																																																																																								
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	14回	10回																																																																																																																																								
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による燃料取扱用水ピットへの補給	10回	7回																																																																																																																																								
		海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	20回	7回																																																																																																																																								
		加圧器過し弁操作用ベッリによる加圧器過し弁の機能回復	9回	13回																																																																																																																																								
		可搬型計測器によるパラメータの測定	10回	4回																																																																																																																																								
		可搬型設備による使用済燃料ピットの非監視視	12回	11回																																																																																																																																								
		総合訓練	原子力防災組織	原災法第15条事象又はシビアアクシデント事象の発生を想定し、要素訓練を組み合わせた総合的な訓練	2回	2回																																																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p style="text-align: center;">別紙5-11 (1/1)</p> <p>重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="85 295 638 821"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。</td> <td>ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。</td> </tr> <tr> <td>各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。</td> <td>各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。</td> </tr> <tr> <td>オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。</td> <td>要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。</td> </tr> <tr> <td>時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場合があった。</td> <td>容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。	各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。	オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。	時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場合があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。	<p style="text-align: center;">別紙5-13 (1/1)</p> <p>重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="734 279 1189 614"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候(雨、雪)を考慮、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。</td> <td>案内メールに反着事項シート(内容反映のもの)を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。</td> </tr> <tr> <td>全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。</td> <td>全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。</td> </tr> <tr> <td>ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。</td> <td>ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。</td> </tr> <tr> <td>今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。</td> <td>諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候(雨、雪)を考慮、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。	案内メールに反着事項シート(内容反映のもの)を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。	全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。	全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。	ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。	ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。	今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。	諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。	<p style="text-align: center;">別紙5-11 (1/1)</p> <p>重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p> <p>訓練実施後は、訓練参加者で訓練を振り返り、問題点について確認し、改善活動を実施している。総合訓練において抽出された課題と、活動の内容を以下に提示する。</p> <table border="1" data-bbox="1328 335 1765 670"> <thead> <tr> <th>訓練において抽出した課題</th> <th>改善活動の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内の紙面配布物の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。</td> <td>通報様式等を緊急時対策所内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。</td> </tr> <tr> <td>本部対策本部とのブリーフィングは、準備が完了する局面、前に改称される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で開演するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。</td> <td>発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング(施設稼働緊急時または全面緊急事態担当事務が初めて発生した場合、炉心損傷が発生した場合等)、推察のタイミング(事故が0と設定した時点、重要な事態連続予備後報)を明示した。</td> </tr> <tr> <td>EAL受信状況が1〜3号機発生した時承判態様としていたため、複数号機で発生した場合の発令ごとの受信状況を容易に把握しにくい状態を課題として認識した。</td> <td>複数号機発生時の発令ごとのEAL受信状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに通知し、EAL更新時に入力する要員を新たに定義した。</td> </tr> <tr> <td>自治体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中か対応済みなのか、対策本部での把握が十分でなかった。</td> <td>自治体等本部からの支援要請事項への対応状況を把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。</td> </tr> </tbody> </table>	訓練において抽出した課題	改善活動の内容	緊急時対策所内の紙面配布物の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。	通報様式等を緊急時対策所内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。	本部対策本部とのブリーフィングは、準備が完了する局面、前に改称される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で開演するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。	発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング(施設稼働緊急時または全面緊急事態担当事務が初めて発生した場合、炉心損傷が発生した場合等)、推察のタイミング(事故が0と設定した時点、重要な事態連続予備後報)を明示した。	EAL受信状況が1〜3号機発生した時承判態様としていたため、複数号機で発生した場合の発令ごとの受信状況を容易に把握しにくい状態を課題として認識した。	複数号機発生時の発令ごとのEAL受信状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに通知し、EAL更新時に入力する要員を新たに定義した。	自治体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中か対応済みなのか、対策本部での把握が十分でなかった。	自治体等本部からの支援要請事項への対応状況を把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。	<p>(島根、女川) 実質の相違</p>
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
ブリーフィング中における緊急時対策本部内での要員の振る舞いについて明確になっていなかったため、本部員のブリーフィング中に、統括が各班の活動で背を向けている場面や、班長が大声で活動を指示する場面があった。	ブリーフィング中はブリーフィングに集中することをルールで明確にし、要素訓練等を通じて周知を行った。																																
各班ロジスティクス担当の招集手段について、所内放送を用いたが、タイミングによっては本部内の発話内容と重なり、聞き取り辛い場面があった。	各班ロジスティクス担当のPHSの連絡先を確認し、PHSを用いて個別に招集することとした。																																
オフサイトセンター立上げ支援の要請に基づく要員の派遣について、手順の見直しにより、派遣までの時間を短縮できる余地があることを確認した。	要員派遣の準備開始のタイミングを非常時体制または緊急時体制発令時とするよう手順化する。具体的には、以下のとおり。 非常時体制または緊急時体制が発令されたタイミングでオフサイトセンター派遣要員所属班長はオフサイトセンター派遣要員へ派遣準備を指示する。オフサイトセンターからの派遣要請を情報統括が受信したら、オフサイトセンター派遣要員は発電所を出発する。																																
時系列管理システムの記載内容が指示なのか完了なのか不明確な表現があり、内容を容易に読み取れない場合があった。	容易に読み取れるよう、冒頭に「指示」「報告」などを記載するよう手順の見直しを行う。																																
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
事務所から現場までは駆け足で移動していたが、労働安全の観点から、現場指揮者は事務所内の階段や屋外の天候(雨、雪)を考慮、場所及び状況に応じた移動手段を指示する。	案内メールに反着事項シート(内容反映のもの)を添付し、事前説明会時に、現場指揮者へ指導するとともに、他の参加者へ周知する。																																
全面マスクの密着性が甘く、途中からマスク内が曇った。	全面マスクの密閉性を確認するように事前教育にて周知する。																																
ホースをバッグから出して運搬する際に、ホースの一部を踏みそうになっていた。	ホースをバッグから出して運搬する際は、複数人で運ぶように事前教育にて周知する。																																
今回の訓練では、見学者が多かったが、訓練実施エリア内に訓練者と見学者が混在しており、訓練の進行に支障をきたす恐れがあると感じた。	諸規制等連絡票の内容に見学者は規制エリア外で見学することと記載する。																																
訓練において抽出した課題	改善活動の内容																																
緊急時対策所内の紙面配布物の配布先等について、社内マニュアルへの反映の検討が必要である。	通報様式等を緊急時対策所内の必要な要員に配布するために、配布先を定めた上で社内マニュアル等に規定・周知した。																																
本部対策本部とのブリーフィングは、準備が完了する局面、前に改称される局面では、発電所対策本部-本部対策本部間で開演するタイミングを今よりもさらに精確よく見極めて実施する必要がある。	発電所対策本部と本部対策本部のブリーフィングのタイミングについて社内マニュアルに明示した。具体的にはブリーフィング必須のタイミング(施設稼働緊急時または全面緊急事態担当事務が初めて発生した場合、炉心損傷が発生した場合等)、推察のタイミング(事故が0と設定した時点、重要な事態連続予備後報)を明示した。																																
EAL受信状況が1〜3号機発生した時承判態様としていたため、複数号機で発生した場合の発令ごとの受信状況を容易に把握しにくい状態を課題として認識した。	複数号機発生時の発令ごとのEAL受信状況を容易に把握できる情報共有のためのツールを新たに通知し、EAL更新時に入力する要員を新たに定義した。																																
自治体など外部支援要請事項に対して、どれが進行中か対応済みなのか、対策本部での把握が十分でなかった。	自治体等本部からの支援要請事項への対応状況を把握のため、本部対策本部員にホワイトボード「外部からの支援要請の対応状況」を新たに設置した。																																